

Osaka Shoko Shinkin Bank

REPORT 2022

大阪商工信用金庫
ディスクロージャー誌

2022年3月期



大阪商工信用金庫

Shoko

地域にふさわしい 金融機関へ。

この地域のベストパートナーとして、みなさまの暮らしに役立つ金融機関をめざします。
「高い経営理念」と「堅牢な体制」を併せ持つ「地域顧客から最も信頼される輝かしい金庫」の
実現に向けて邁進してまいります。

経営 理念

大阪商工信用金庫は、きめ細かい金融サービスの提供により、お客さまの信頼に応えるとともに、
公正で健全な業務運営を通じて地域社会の発展に貢献いたします。

- 第一に、信用と社会的責任を重んじ、健全な経営を行う。
- 第二に、お客さま本位の経営を行う。
- 第三に、積極性、先進性、合理性を重視し、進取の経営を行う。
- 第四に、人間尊重の精神に則り自由闊達な庫風を創る。
- 第五に、高い見識と専門性を備えた清廉な人材を育成する。

金庫 概要

(令和4年
3月末現在)

商号	大阪商工信用金庫	出資金	62億37百万円
本店所在地	〒541-0053 大阪市中央区本町2丁目2番8号 TEL: 06-6267-1636 (代)	自己資本額	451億5百万円
店舗数	大阪市内: 14ヶ店 / 大阪府下: 7ヶ店	預金高	6,917億円
創業	昭和4年5月	貸出金	4,607億円
改組	昭和26年10月	役職員数	447名<男 251名: 女 196名>
代表者	理事長 多賀 隆一 (タガ リュウイチ)	業務内容	預金業務、融資業務、為替業務、 代理貸付業務などの信用金庫法に 基づく代理業務。



ロゴマークは、お客さまのお金を大切に預かる「商工」を母親が子供を抱いているような「優しさ」と「信頼関係」をイメージ化した自由な曲線で表現し、身近な信用金庫として、お客さまの良きパートナーでありたいとの願いを込めております。

● 情熱・活力を表す
「レッド」

● 信頼・誠実を表す
「ブルー」

● 親しみやすさを表す
「イエロー」

のコーポレートカラーを使用しています。

ごあいさつ

令和3年度の業務報告にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

令和3年度における我が国経済は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種率の向上により一時的に拡大を抑制できたものの、変異株の感染再拡大による外出自粛や、原材料の高騰など厳しい状況が続きました。加えて、ウクライナ情勢の悪化が経済に与える影響は大きく、先行きは依然として不透明であります。

このような環境の中、当金庫は7年後に迎える100周年に向かって第二次中期経営計画「YŪKI100」のスタートを切りました。100周年を展望した経営基盤の構築として、DXの推進とサイバーセキュリティ管理態勢を強化したほか、お客さまの本業支援として「大阪商工ファインダーサービス」を積極的に推進し、多くのお客さまにご活用いただきました。引き続き「課題解決型金融機関」として、地域のお客さまの価値向上に向けて共生共助、共存共栄に邁進してまいりたいと思っております。

以上のような方針のもと、全役職員が業務に精励してまいりました結果、当期末の預金残高は691,747百万円と前期末比8,176百万円(1.1%)、貸出金残高は460,726百万円と同10,634百万円(2.3%)増加いたしました。また収益面におきましても、本業の収益である業務純益は4,882百万円と前期末比529百万円増加となりました。株式等売却益811百万円を計上した一方、

貸倒引当金の積み増しも行い最終の当期純利益は2,623百万円となりました。なお、自己資本比率については、10.26%となり前期比0.52%と大幅に改善致しました。

令和4年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が残ることに加え、ウクライナ情勢によるエネルギー価格の高騰や円安の進行など、依然として厳しい経済状況が続くものと思われまます。当金庫におきましては、地元大阪の中小企業を支える存在となるべく、役職員一人ひとりがより一層の研鑽を積み、お客さま本位の業務運営に努めてまいります。

皆さま方におかれましては、何卒倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

令和4年7月



会長
片桐 陽



理事長
多賀 隆一

CONTENTS

■ 経営理念・金庫概要 P1	■ 脱炭素経営の取り組みサポート P9	■ 資料編 P28
■ ごあいさつ P2	■ 社会貢献活動CSR P11	■ 財務諸表 P29
■ 地域経済への貢献 P3	■ 地域との一層のつながりを P14	■ 役職員の報酬体系 P33
■ 決算ハイライト P4	■ 総代会に関する情報開示 P15	■ 主要な経営指標 P34
■ 組織図・沿革・役員一覧 P5	■ 当金庫の活動指針・ 信金中央金庫の概要 P17	■ 預金に関する指標 P35
■ 新中期経営計画の状況/ トピックス P6	■ 主要な事業の内容 P25	■ 貸出金に関する指標 P36
■ お客さまの様々な経営課題を 解決する体制 P7	■ 主な手数料一覧 P27	■ 有価証券に関する指標 P38
				■ その他の業務に関する指標/連結に関する事項 P40
				■ 自己資本の充実の状況 P41

地域経済への貢献

お客さま

会員数

19,091名

令和4年3月末現在

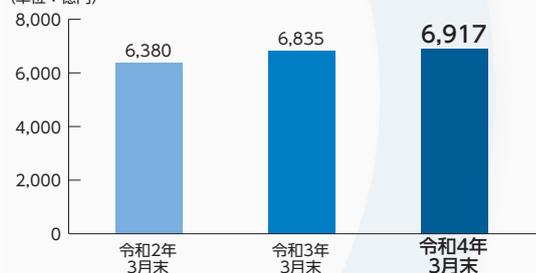
貸出金残高

(単位：億円)



預金残高

(単位：億円)



地域経済
貢献への
循環図

大阪商工
信用金庫

店舗数

21ヶ店

令和4年3月末現在

預金残高

前期比
81億円
増↑

貸出金残高

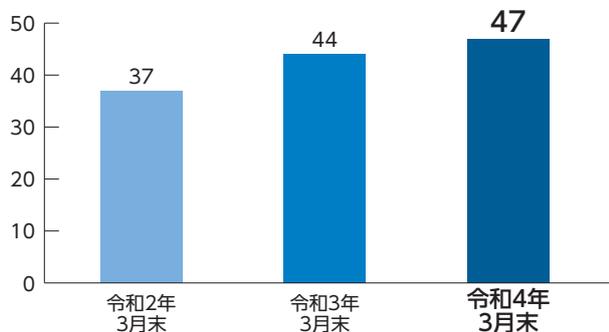
前期比
106億円
増↑

出資会員数

前期比
407名
増↑

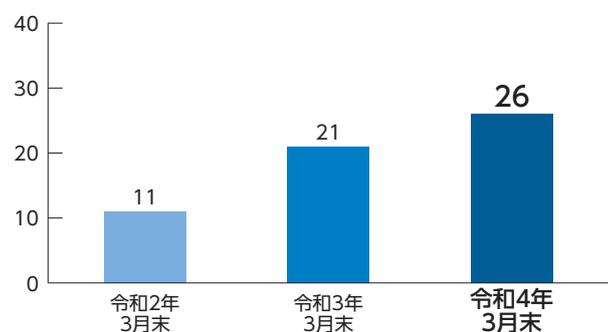
決算ハイライト

■ コア業務純益 (単位: 億円)

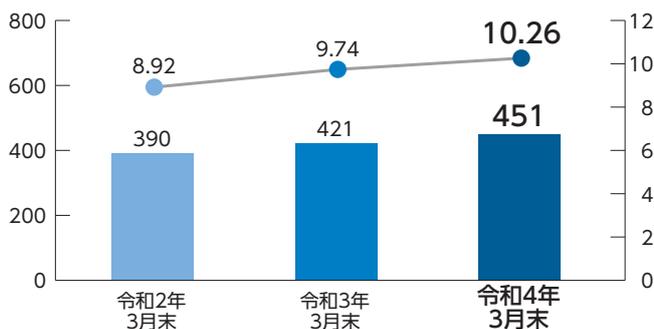


※ 貸出業務等、金融機関の本来の収益力を指します。

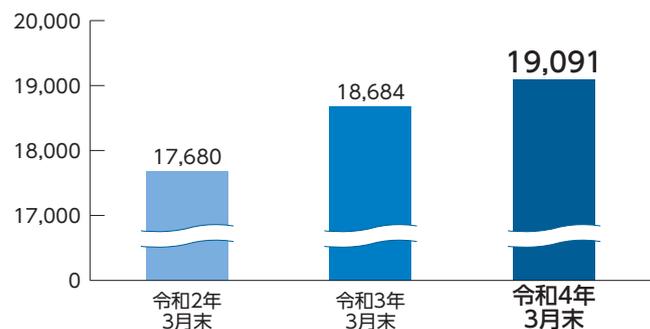
■ 当期純利益 (単位: 億円)



■ 自己資本額・比率 (自己資本額(億円)・自己資本比率(%))



■ 出資会員数 (人)



■ 歴史

1929年の創業以来、一度も他金庫との合併に踏み切らず、堅実経営を続けてきた確かな歴史があります。

93年

■ 配当

経営成果を地域に還元しております。

年2%

■ 預貸率

お預かりしたご預金に対する貸出の割合です。全国平均を大きく上回る高い水準を維持し、積極的な貸出を行い地域に貢献しております。

66.6%

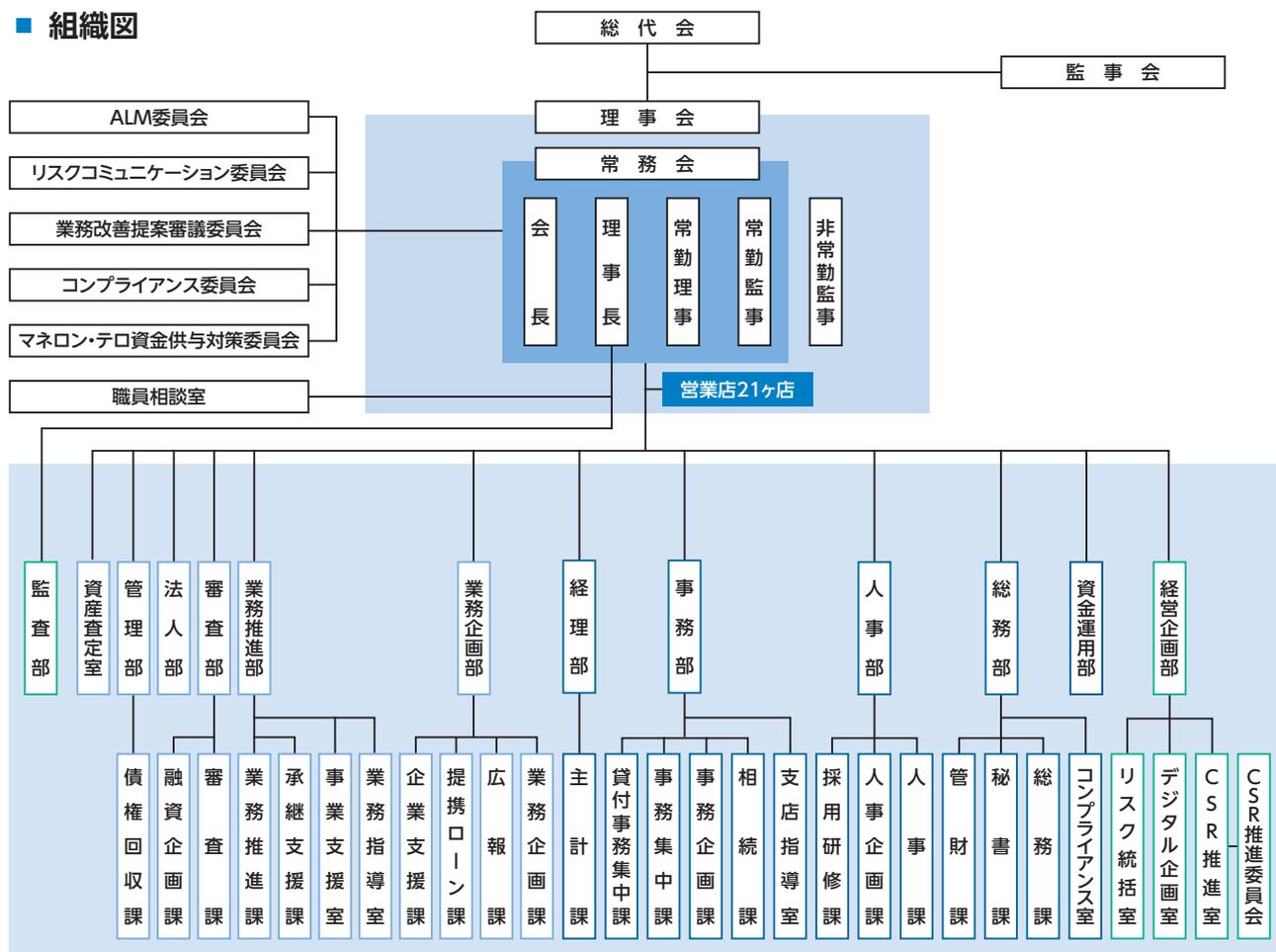
■ 不良債権比率

貸出に対する不良(返済困難・返済不能等)の割合です。

3.06%

組織図・沿革・役員一覧

■ 組織図



■ 沿革

昭和4年の創業以来、他金庫との合併は一度もなく、堅実経営を続けております。

昭和4年	5月	有限責任大阪商工信用購買組合設立
昭和12年	9月	信用事業単営有限責任大阪商工信用組合
昭和24年	12月	市街地信用組合法により改組大阪商工信用組合
昭和25年	4月	中小企業等協同組合法により改組大阪商工信用組合
昭和26年	10月	信用金庫法により組織変更大阪商工信用金庫
昭和27年	4月	阿倍野支店を開設
昭和35年	4月	東成支店を開設
昭和39年	7月	西支店を開設
昭和44年	3月	生野支店を開設
	5月	創立40周年記念式典挙行（於：箕面スパガーデン）
昭和46年	4月	高井田支店を開設
	4月	大阪共同事務センター稼働開始し、当金庫も加盟
	6月	本店新築のため仮事務所へ移転
昭和50年	12月	日本銀行と当座取引開始
昭和52年	1月	本店新築落成し、仮事務所より移転
昭和54年	5月	創立50周年記念式典挙行（於：奈良ドリームランド夢のホテル）
昭和55年	9月	加美支店を開設
昭和59年	4月	長田支店を開設
昭和60年	9月	子会社ショウコウビジネスサービス（株）設立
昭和63年	5月	八尾南支店を開設
平成5年	3月	鴻池支店を開設
平成8年	12月	阿倍野支店を新店舗へ移転
平成10年	6月	平野支店を開設
平成11年	5月	創立70周年記念式典挙行（於：リーガロイヤルホテル）
	12月	今里支店を開設
平成13年	7月	西支店を新店舗へ移転
平成14年	10月	加美南支店を開設

平成17年	2月	日本橋支店を開設
平成18年	8月	「大阪商工信金社会福祉賞」創設
平成20年	7月	吉田支店を開設
平成21年	5月	創立80周年記念式典挙行（於：リーガロイヤルホテル）
平成22年	12月	堺支店を開設
平成23年	7月	八尾南支店を新店舗へ移転
平成24年	12月	梅田支店を開設
平成27年	12月	西梅田支店を開設
平成28年	7月	加美南支店を「八尾支店」と名称変更し大阪市平野区から八尾市へ移転
	10月	まいどおおきに支店（非来店型店舗）を開設
平成29年	9月	堺筋本町へ本店移転
平成30年	12月	京橋支店を開設
令和元年	5月	創立90周年記念式典挙行（於：リーガロイヤルホテル）
令和3年	1月	新大阪支店開設

■ 理事・監事の氏名及び役職名

役名	氏名
会長（代表理事）	片桐 陽一
理事長（代表理事）	多賀 隆也
常務理事（代表理事）	河原 哲
常務理事（代表理事）	山本 行紀
常勤理事	奥村 雅典
常勤理事	須河 内浩
常勤理事	米澤 佳
常勤理事	酒井 岳
常勤理事	近藤 貴志
常勤監事	木幡 準三
非常勤監事	細川 清
非常勤監事※	加輪 上敏彦
非常勤監事※	浅野 剛司

※で表示しております監事は信用金庫法第32条第5項に規定する者（員外監事）であります。

（令和4年7月現在）

新中期経営計画の状況

令和3年度の実施状況

- 大阪商工ファイnderサービスによる支援
991件
※大阪商工ファイnderサービス制度とは
外部専門家や企業との連携・マッチングにより、お客さまの経営課題解決を図るためのサポートを行い、従来の事業性融資という資金面のご支援だけでなく、事業そのものに関連するお悩みを当金庫と共に考え解決する制度。
- 大阪府連携
金融機関提案型融資の推進
取組件数 36先
取組金額 27億円
- 新型コロナウイルス対応融資実績
取組先数 3,112先
取組金額 771億円

今後の展望

- 付加価値の提供
大阪商工ファイnderサービスを活用し、SDGs・脱炭素の取り組みに関するコンサルティングや、不動産の活用、補助金・助成金の申請等、融資に限らず幅広いご提案を推進することで、お客さまの本業支援に注力してまいります。また承継支援課による事業承継やM&Aのサポート等、幅広いニーズに対応できる体制を整備し、紐帯関係の強化を図ってまいります。
- 人材育成
インターンシップの拡充、新卒・中途採用等、WEBを活用した採用機会の拡充を図ってまいります。また、職員の専門性向上を図るため、本部専門部署へのトレーニー制度の拡充やeラーニングの活用、外部の提携業者を講師とする研修を行っております。幅広い知識を持った職員を育成し、お客さまの課題解決に貢献してまいります。
- 生産性向上への取り組み
本支店業務の見直し及び効率化・本部集中化の検討や、新たなグループウェアの導入など様々な業務改革に取り組み、これまで以上にお客さまに向き合い、地域で選ばれる信用金庫を目指してまいります。

TOPICS

「SDGs・脱炭素(カーボンニュートラル)に関する包括連携協定」を締結致しました。

令和3年11月9日(火)に、三井住友海上火災保険株式会社と「SDGs・脱炭素(カーボンニュートラル)」に関する包括連携協定を締結致しました。SDGs・脱炭素の取り組みに関する支援を行うことにより、お客さまの持続的成長と、地域経済の活性化に注力してまいります。



お客さまの様々な経営課題を解決する体制

「大阪商工ファイnderサービス(本業支援)」

外部専門家や企業との連携・マッチングにより、お客さまの経営課題を因るためのサポートを行い、お客さまと当金庫のリレーション強化を図っていくための「大阪商工ファイnderサービス制度」を創設いたしました。資金面のご支援だけでなく、事業そのものに関連するお悩みを当金庫と共に考え解決してまいります。



こんなお悩みございませんか？

脱炭素社会に向けて、どのように対応すればいいのか…。

新たな取引先を開拓したい…。
新たな事業分野に進出したい…。

資金繰りの安定や
財務体質改善のため、
資金調達が多様化を
検討したい…。

不動産の有効活用や
購入・売却の情報を
収集したい…。

助成金や補助金の活用について
詳しく知りたい…。

生産性向上や業務効率化を
進めていきたい…。

円滑な事業承継をするために
後継者の育成や、これに対応した
事業計画を作成したい…。
新たな税制も気になるし…。

海外への展開を検討したい…。
マーケット調査や資金調達も
併せてサポートして欲しい…。



脱炭素・再生可能エネルギー ...

1. グリーン社会に向けて再生可能エネルギー・CO₂削減等に関するコンサルティングによるご支援を致します。
2. 産・官・学と連携し脱炭素社会に向けて課題解決をサポート致します。

事業承継・M&A ...

1. 事業承継(ヒト・モノ・カネ)に関する問題解決のお手伝いを致します。
2. 事業承継・M&Aのスタッフが内外のネットワークを活かして中小企業の皆さまでも全国ネットでのM&Aニーズの対応が可能です。

デジタルトランスフォーメーション(DX) ...

1. IT導入にあたって情報提供や公的支援等のご支援を致します。
2. ニューノーマルな社会に向けて生産性向上等の様々な課題に対しサポート致します。

財務戦略 ...

1. 資金調達その他、有効な財務に関するアドバイスを致します。
2. 事業承継税制・事業再生等のご相談も承ります。

リース・売掛債権保証 ...

リース会社等と提携し、円滑で最適な資金調達や資金繰改善、または動産活用のご相談に応じます。

建築 ...

大手デベロッパー等と連携し、建築のみならず、立地マーケットに沿ったご提案やテナントのご紹介等を致します。

不動産活用 ...

不動産有効活用や購入・売却・資産の入れ替え・入居率の向上等、不動産にまつわる多様なニーズに対応致します。

経費削減サポート ...

1. 問題点やベンチマークを明確にし、取引先との友好的なコスト削減交渉をサポート致します。
2. 業務プロセスの見直しによる業務効率化を提案致します。

人材紹介 ...

1. 公的機関や、専門家のノウハウやスキルを活かし、問題解決のお手伝いを致します。
2. 事業再生案件に実績のある人材紹介も行っています。

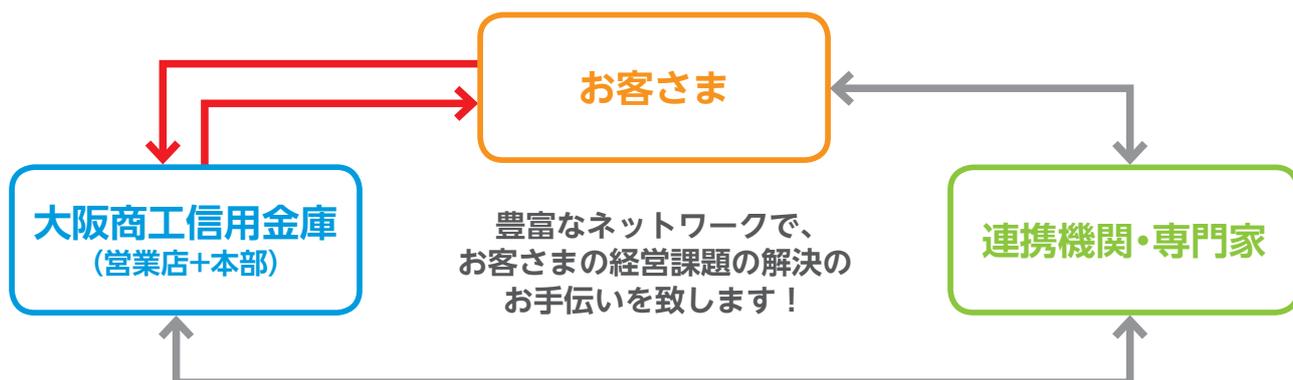
公的支援機関 ...

大阪産業局や産業雇用安定センターと連携し、お客様の販路拡大や人材の拡充、創業支援等様々な経営相談を承ります。

助成金・補助金 ...

1. 事業者主さまへ、助成金・補助金・公的支援施策の情報を提供致します。
2. ご希望によっては、各種申請の作成をサポート致します。

サポート体制



大阪商工信用金庫は、お客さまの脱炭



脱炭素社会構築へ貢献いたします。

我が国の2050年カーボンニュートラルに当金庫も積極貢献いたします。

当金庫の問題意識として、私たちは次のように考えます。

1. 大人の責任

今を生きる大人の責任として住み良い環境を子供や孫たち世代に残す責任があると考えます。

2. 企業の成長戦略

二酸化炭素(CO₂)を排出する事業を継続しているとサプライチェーンから外される可能性があります。そうならないように将来を見通して対応する必要があると考えます。

1 環境に対する意識の変化

第1フェーズ

1960年代後半～1970年代前半：公害問題（大気汚染、水質汚濁）

●公害対策基本法（1967年） ●大気汚染防止法（1968年）

第2フェーズ

1970年代：オイルショックから省エネ

●省エネルギー法（1979年）

第3フェーズ

1990年代～2000年代：酸性雨、砂漠化などの地球環境問題・廃棄物問題

●環境基本法、再生資源リサイクル促進法（1993年）

●家電リサイクル法、食品廃棄物リサイクル法完全施行（2001年）

2015年～2030年：世界的脱炭素社会への移行

●異常気象による大規模災害 ●カーボンニュートラル宣言（2020年）

将来の世代も安心して暮らせる持続可能な経済社会をつくるため、
今から脱炭素・カーボンニュートラル社会の実現に向けて取り組む必要があります。

2 経営に与える影響は？



経営者の
お悩み

脱炭素化を進めたいけど、
どの位コストが増えるのだろうか？

そもそもどうやって脱炭素化を
進めたらよいのだろうか？

脱炭素経営は我が社にとって
メリットがあるのだろうか？

取り組まないことがリスクに！

1 環境関連の法律・税制に対するリスクの上昇に ……………

企業が脱炭素経営に取り組まない場合、CO₂排出量に応じて課税される地球温暖化対策税の負担が大きくなったり、規制対象になるリスクが上昇します。

2 取引の機会損失リスクの上昇に ……………

大手企業を中心に脱炭素経営の動きが進めば、関係する中小企業も対応が必要になる可能性があります。取り組まなければ、ビジネスチャンスを逃すことも十分考えられます。

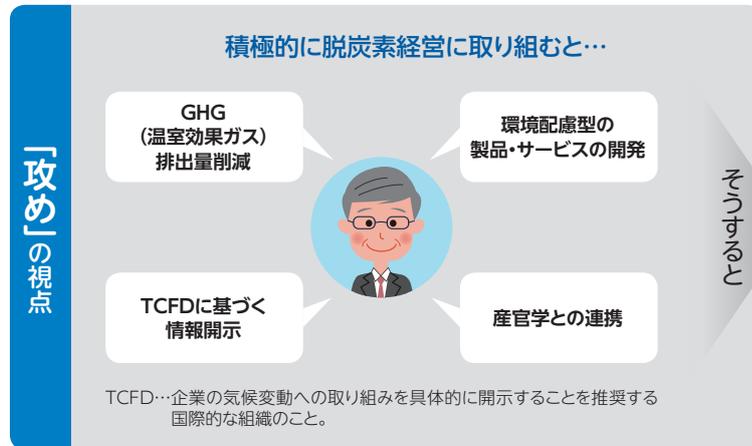
3 雇用に影響を及ぼす可能性も ……………

脱炭素への取り組みは、採用面でもメリットがあります。今の求職者は、企業がSDGsやESGに積極的であることが入社動機の1つとなっています。



素経営の取り組みをサポートします

3 脱炭素経営の取り組みは“チャンス”です!

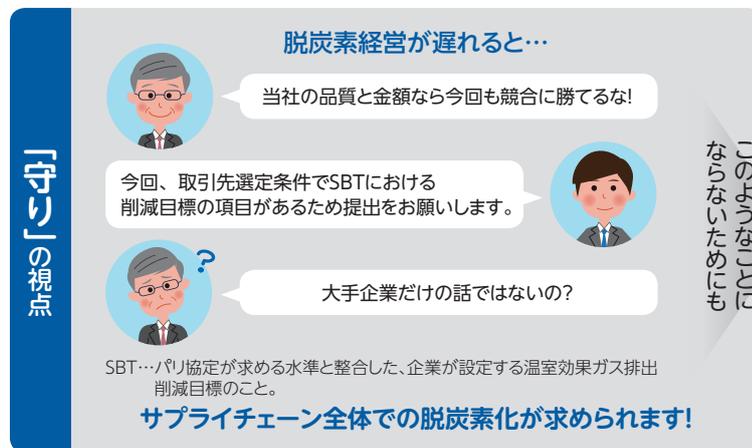


企業価値の向上
(ステークホルダーから選ばれる企業へ)

脱炭素は儲かりませ!

成長戦略として期待されています。

- 新たなサプライチェーンの参入
- エネルギーコストの削減
- 環境関連の補助金活用
- 競合他社との差別化



自社の分析をして、脱炭素経営にいち早く取り組む必要があります!

- STEP.1** 自社のCO₂排出量を把握する
- STEP.2** 脱炭素達成のために必要な削減量の把握
- STEP.3** 削減対策の検討と計画の立案の取りまとめ
- STEP.4** 脱炭素達成のための計画実行

脱炭素経営をサポートいたします!

三井住友海上火災保険株式会社と2021年11月に「SDGs・脱炭素（カーボンニュートラル）に関する包括連携協定」を締結しました。相互に連携してお取引先に対するSDGs・脱炭素の取組みに関する支援を行うことにより、お客さまの持続的成長と地域経済の活性化を図ります。



● よろず相談

脱炭素に興味がある、取り組みたいというお客さまに対して、脱炭素関連のあらゆる相談に応じます。

い相談例

- SDGs経営の事例が知りたい。
- 自社のCO₂排出量を知りたい。
- 再エネ調達などCO₂削減活動を行いたい。
- 国際的なイニシアチブに参画したい。
- 自社の脱炭素にかかるリスクを把握したい。 など

● CO₂排出量／削減量簡易算定

- お客さまからいただいたエネルギーに関する使用料のデータをもとに、エネルギー起源のCO₂排出量を算定します。
- 算定されたCO₂排出量をもとに、カーボンニュートラル達成のために必要な削減量を算定し、レポートにまとめてご提出いたします。

まずは、お気軽に大阪商工信用金庫にご相談ください。

カーボンニュートラル
動画配信中





地域の発展に役立ち、地域の人に感謝される金融機関が実現できてこそ、地域金融機関としての存在目的を果たすことができると考え、地道に努力してまいります。

第16回「大阪商工信金社会貢献賞」



持続可能な社会の実現のために地域貢献活動に取り組む団体や、社会課題の解決というミッションを最優先に、社会性と事業性を両立させた事業(または、商品・サービス)を顕彰し、その活動を支援する。それにより国連で採択されたSDGsが掲げる17の目標の達成を促進し、その取り組みモデルが各地に広がることを期待して、今年第16回の受賞団体を下記のとおり決定し、表彰にあわせて「大阪商工信金社会貢献活動助成金」を授与いたしました。

《1部 地域貢献の部》

- 特定非営利活動法人女性サポート大阪
- 一般社団法人タウンスペースWAKWAK
- 特定非営利活動法人寝屋川市民たすけあいの会

《2部 ソーシャルビジネスの部》

- 株式会社木幡計器製作所
- 株式会社シクロ

第13回「さくら賞」

- 小曾根小学校区地域自治協議会

エコ定期『まねきeco』



エコ定期『まねきeco』はお客様の受取利息の10%をご寄付いただき、当金庫役員、OB・OGIによる募金活動「商工さくら基金」の寄付と併せて、大阪府の生駒山系「花屏風」構想の一環として、「大阪商工信用金庫の森」に植樹するとともに、生駒山で植樹や保全活動をする団体に助成することで幅広く役立っています。

Shoko
社会貢献定期預金
まねきeco
お預入れ期間 1年
10万円以上 上限なし 年 **0.20%**
(税引後 0.159%)
エコグズは誰がいのある方が多く建設で作りられています
エコグズは誰がいのある方が多く建設で作りられています
エコグズは誰がいのある方が多く建設で作りられています

生駒山系「花屏風」構想 助成団体作業風景

大阪商工信用金庫
www.osaka-shoko.co.jp

「大阪商工信用金庫の森」

大阪府のアドプトフォレスト制度を利用して柏原市亀の瀬の一部を「大阪商工信用金庫の森」とし、お客様の寄付によりコナラやヤマザクラなど約170本の苗木を職員が植樹するとともに、定期的の下草刈りを実施しています。



マネースクール



毎年小学4年生を対象に、お金の役割や金融機関の仕事を楽しく学んでいただき、金融機関で働く人を通して“働くこと”への理解を深めていただく「マネースクール」を感染防止対策を徹底し開催しました。また、初めての試みである「WEBと対面のハイブリッドマネースクール」も実施しました。



商工SDGs月間

大阪商工信用金庫では、職員がアイデアを出し合い、SDGs17のゴールに向けた目標を職員全員が1か月取り組んでいます。また、よりSDGs17の目標達成に寄与した店舗の表彰を行っています。

審査のポイント:

- ① 支店職員が一丸となって、創意工夫のもと活動を行っているか
- ② 地域社会に対してインパクトのある活動であるか
- ③ 持続性や発展性のある活動であるか



会長賞:今里支店 **魅力満点!今里商店街**

今里商店街の活性化に向けて、職員が直接インタビューを行い、オリジナル案内板&冊子を作成し、魅力あふれる今里商店街を紹介しました。



理事長賞:鴻池支店 **SDGsを楽しく学ぼう**

保育園に手作り塗り絵BOOKを寄付するとともに、窓口に「日替わり金融&SDGsクイズ」を掲示しました。



アイデア賞:東成支店 **鉄道業・道路旅客運送業等への金融支援アプローチ**

産業と技術革新の基盤を支えているインフラ業界への金融支援を目的としたアプローチを行いました。

シトラスリボンプロジェクト

シトラスリボンプロジェクトとは、コロナ禍で生まれた差別、偏見をなくしていこうとするプロジェクトです。大阪商工信用金庫はこの活動に賛同し、以下の活動を実施しました。

- 第1弾:本支店窓口にサインボードの設置
- 第2弾:オリジナル現金封筒配布
- 第3弾:シトラスリボン作成キットの配布
- 第4弾:シトラスリボンキーホルダーの配布
- 第5弾:職員のシトラスリボンキーホルダー着用



商工さくら基金



「商工さくら基金」は平成21年4月にスタートしました当金庫の役職員、OB・OGによる募金活動です。役職員は毎月の給与と賞与から1口100円任意の口数を、OB・OGからは年会費を積み立て、役職員のボランティア活動や各営業店のSDGs推進活動「商工SDGs月間」への支援、「さくら賞」を通じて地域で活躍する団体への寄付などを行っています。約8割の役職員がこの活動に参加しており、一人ひとりから寄せられた想いを広く社会貢献に役立てています。

令和3年度の活動

- エコ定期『まねきeco』のお客さまの寄付と併せて生駒山系「花屏風」構想へ寄付

- 第12回「さくら賞」受賞団体とのコラボ企画

- 第13回「さくら賞」受賞団体への寄付

第16回「大阪商工信金社会貢献賞」応募団体の中から職員が応援したい団体1団体を選定し活動資金を支援いたしました。

- 「小曾根小学校区地域自治協議会」

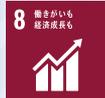
- 「信用金庫の日」

ご来店いただいたお客さまやご訪問先にSDGsホイールのようにカラフルな7色の花の種をプレゼントしました。また、当日は車やバイクの使用を控え、公共交通機関や自転車、徒歩等で移動することにより、排気ガスの排出を抑える活動を行いました。



- 「公益財団法人日本アニマルトラスト」とのコラボ企画として、講演会「命の大切さを学ぼう」を開催しました。当日は、「動物の命の大切さ」や「ペットを飼うということ」等について講義いただきました。司会進行として参加した当金庫職員にとっても、大変貴重な時間となりました。

Shokoマルシェ～inもりのみやキューズモールBASE～



新型コロナウイルスの影響により、各地でイベントが中止される等、出店機会が減少している「大阪商工信金社会貢献賞」受賞団体等への継続支援として【Shokoマルシェ～inもりのみやキューズモールBASE～】を開催しました。当日は、就労支援をされている団体の皆さんが丹精込めて手作りしたお菓子や雑貨、ワークショップが並び、活気あふれるマルシェとなりました。



経済・文化への貢献を目指して さまざまな行事を開催しています。

当金庫が主催しております交流会といたしまして「商工オーナーズクラブ」「商工経営者フォーラム」「商工ひまわりの会」「商工ねんきん倶楽部」がございます。

● 視野を広げる勉強会

商工オーナーズクラブ

商工オーナーズクラブは当金庫とお取引先の有志をもって組織し、会員相互の親睦を図るとともに、金融経済知識の向上を図ることを目的として発足いたしました。

発足して現在32年目を迎えますが、令和4年3月末現在で、会員数555名、参加企業数553社を数えるまでに発展いたしました。年間行事として総会1回、例会2回、セミナー3回を実施しております。

● 次代を担う若手経営者の方に

商工経営者フォーラム

企業の将来は、経営者の能力如何にかかわっているといっても過言ではありませんが、当金庫では次代を担う若手経営者の方々が相互啓発を通じ、経営者として逞しく育てて欲しいとの願いを込め「商工経営者フォーラム」を開講しております。

本フォーラムはセミナー、事例研究、テキスト研修、さらには相互の情報交換も行っており、講師は当金庫の会長が担当し、取引先先輩経営者の経験等の講演も実施する予定です。

● いつも感動に出会える

商工ひまわりの会

商工ひまわりの会のご婦人を対象とした会で、会員の知識教養を高め、会員相互の親睦を図ることを目的としております。ご参加された皆さまには充分お楽しみいただいております。

● 当金庫で年金をお受取りの方に

商工ねんきん倶楽部

《商工》で年金をお受取りいただきますと自動的に「商工ねんきん倶楽部」会員となり右記の特典がご利用いただけます。(入会金・年会費は一切不要です)

【特典】

- 金利優遇「年金定期」
- 年金お誕生日プレゼント
- 新・しんきん健康サポートプラン
- 会員さま向け情報誌のお届け
- 各種イベントのご案内

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部の催しを中止しております。

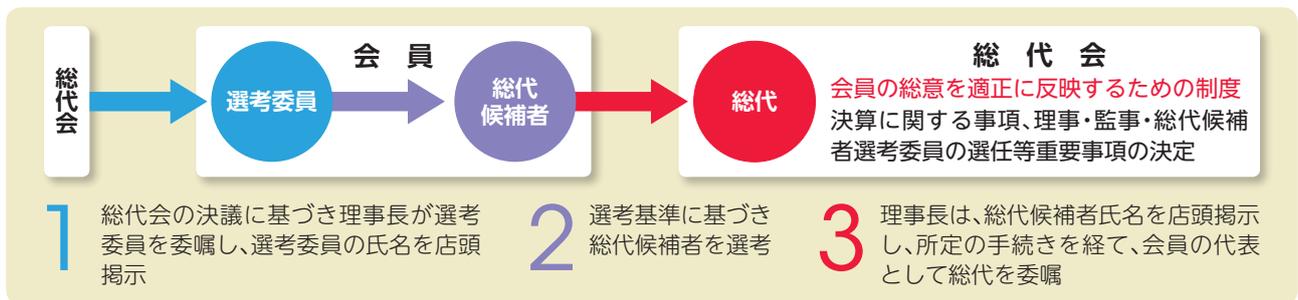
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、全会員が参加しての総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

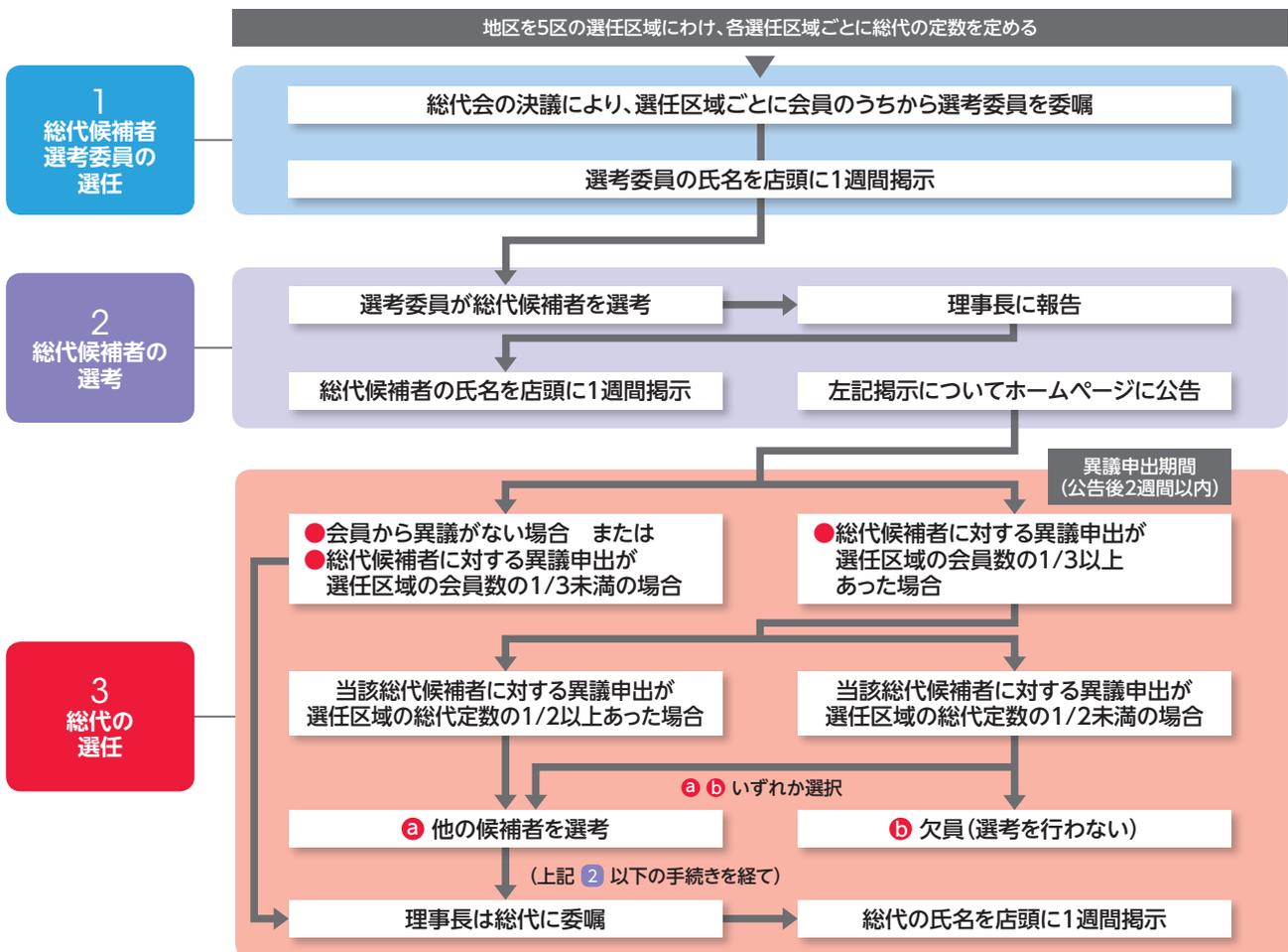
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事・総代候補者選考委員の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、商工オーナーズクラブ、商工ひまわりの会等の親睦会を通じ、また日常の業務活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にしております。さらに、ご意見、ご要望等について支店窓口やホームページにて承っております。

■ 総代会の仕組み



■ 総代が選任されるまでの手続きについて



を大切にする協同組織金融機関です。

総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、80人以上120人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和4年3月31日現在の総代数は96名で、会員数は19,091名です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準^(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代候補者選考基準

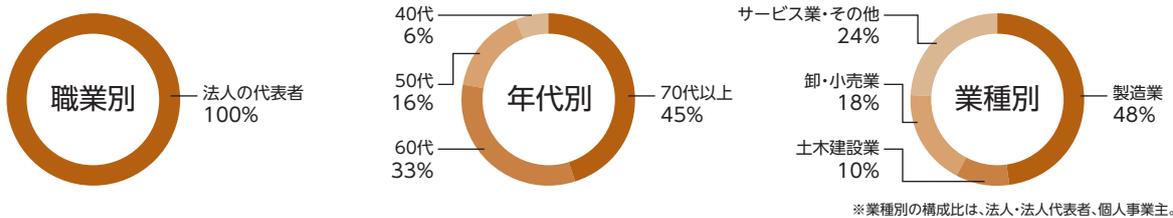
- ① 資格要件 / 当金庫の会員であること
- ② 適格要件 / 地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している人 ・ 人格、見識に秀れ、当金庫の発展に寄与できる人 ・ 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人 ・ 良識をもって正しい判断ができる人

■ 総代名簿 令和4年3月31日現在

※ 氏名の後の数字は総代への就任回数

地区	選任区域	定数	総代氏名
第一区	中央区、北区、福島区、都島区、旭区、東淀川区、淀川区、大東市、門真市、守口市、寝屋川市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、摂津市、高槻市、枚方市、交野市	22	生田 啓祐 ^⑦ 、上山 祐平 ^② 、大野 隆敏 ^③ 、大久保 尚容 ^① 、北口 道雄 ^⑩ 、木下 英司 ^③ 、木村 武良 ^③ 、佐々木 基之 ^③ 、芝原 勲 ^① 、田邊 幸至 ^⑤ 、玉村 光 ^⑪ 、堤野 展州 ^① 、徳永 隆司 ^⑨ 、中野 雅司 ^① 、松岡 晶 ^② 、宮本 展秀 ^② 、柳川 正一 ^③ 、柳 茂樹 ^③ 、山内 進 ^③ 、山本 肇 ^① 、吉村 成孝 ^③
第二区	阿倍野区、住吉区、西成区、天王寺区、住之江区、東住吉区、堺市、富田林市、大阪狭山市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、泉北郡忠岡町	17	明石 務 ^③ 、石田 行男 ^④ 、石村 伸人 ^⑥ 、栗田 佳直 ^⑤ 、重 博文 ^③ 、高井 徹 ^⑨ 、千原 一成 ^③ 、利本 弘昭 ^③ 、南城 秀光 ^① 、西上 孔雄 ^③ 、橋本 良英 ^② 、原野 鉄雄 ^⑥ 、堀内 麻由子 ^② 、堀川 博 ^⑤ 、松下 行利 ^② 、與倉 俊六 ^⑦
第三区	東成区、西区、港区、大正区、此花区、浪速区、西淀川区、尼崎市	14	石川 健二 ^⑥ 、大西 勲 ^② 、岡山 日出男 ^② 、木下 三郎 ^② 、木下 春雄 ^③ 、後谷 親彦 ^③ 、坂井 正司 ^② 、下田 義人 ^⑥ 、土井 邦夫 ^⑩ 、徳山 一男 ^⑥ 、十時 理祐 ^⑨ 、南海 久次 ^① 、本間 俊治 ^⑥ 、森川 純 ^④
第四区	生野区、平野区、八尾市、松原市、藤井寺市、柏原市、羽曳野市	25	浅生 隆一 ^⑥ 、大村 民男 ^① 、岡本 吉弘 ^③ 、小倉 健宏 ^② 、尾關 宏次郎 ^① 、加藤 慎二 ^② 、岸上 好廣 ^③ 、阪井 正 ^③ 、崎野 浩一 ^② 、柴田 優 ^⑥ 、杉村 嘉宣 ^⑥ 、住友 壽 ^⑨ 、高橋 利明 ^④ 、高森 紀年 ^⑦ 、寺内 亮一 ^② 、豊川 欽熙 ^③ 、畑 昌興 ^③ 、福地 守 ^② 、星川 和胤 ^② 、正木 裕文 ^② 、松村 洋一 ^② 、村田 治郎 ^⑨ 、森山 泰之 ^⑤ 、吉川 憲司 ^⑤ 、吉村 盛善 ^③
第五区	城東区、鶴見区、東大阪市、四條畷市	22	岩佐 嘉昭 ^③ 、小嶋 一満 ^⑦ 、栗原 弘 ^④ 、神藤 進 ^③ 、枚田 勤一郎 ^② 、田中 紀久治 ^⑥ 、田中 美廣 ^⑥ 、谷口 明 ^④ 、恒元 直之 ^③ 、西田 敏明 ^④ 、西村 信義 ^③ 、野村 昌一 ^④ 、原田 國智 ^③ 、福田 俊信 ^④ 、藤原 直幸 ^⑥ 、前橋 清 ^⑥ 、松本 行生 ^⑩ 、三木 宏昭 ^⑨ 、南 卓治 ^② 、森本 和治 ^⑨
合計	全5区	100名	令和4年3月31日現在の総代数96名。会員数は19,091名です。

■ 総代の属性別構成比



第93期通常総代会 令和4年6月16日開催

第93期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

1. 報告事項

1. 第93期(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
2. 役員等賠償責任保険契約 締結の件

2. 決議事項

- 第1号議案 令和3年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 理事任期満了による選任の件
- 第3号議案 監事任期満了による選任の件
- 第4号議案 理事退任に伴う退職慰労金支給の件
- 第5号議案 出資会員除名の件

るよう法令等遵守、健全経営に努めてまいります。

信用リスク管理

信用リスクとは、企業や個人への貸出が回収不能、または利息取立て不能になるリスクのことです。当金庫では貸出資産の健全性を維持するため、組織面では貸出審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な資産の自己査定を行い、適切な償却引当を行うとともに不良債権の発生防止や融資実行後の管理強化に努めています。このため、審査能力の維持向上のために営業店から審査部へのトレーニー制度を実施するほか各種研修により貸出審査能力の向上を図っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利リスク及び価格変動リスク、為替リスクをいいます。金利リスクとは、資産(貸出金、有価証券など)・負債(預金など)双方の金利変動に伴い損失が発生するリスクをいい、価格変動リスクとは、株式や債券などの価格の変動に伴い資産価格が減少するリスクをいいます。また、為替リスクとは、外国為替の変動に伴い損失が発生するリスクをいいます。当金庫では、市場部門(フロント)及び事務部門(バック)と、市場リスク管理部門(ミドル)を組織上分離し、相互牽制を図っています。また計量したリスク量については、ALM委員会に報告し、経営に大きく影響する事項等は、常務会において協議、必要に応じて理事会に付議・報告する態勢をとっております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、資金確保が困難になったり、市場の混乱等により通常取引が不能となることで損失を被るリスクのことです。当金庫では、資金繰りの状況を逼迫度に応じて、平常時、懸念時、危機時に区分し、それぞれの管理方法を定め速やかに対処できるようにしております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動またはコンピュータシステムが不適切であることもしくは機能しないことや、その他外生的要因により損失を被るリスクのことです。当金庫では、オペレーショナル・リスクに関する重要な事項については常務会にて協議し、必要に応じて理事会に付議・報告する態勢をとっております。

オペレーショナル・リスク項目	内容
事務リスク	役職員が正確な事務を怠ること、あるいは、事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスク
法務リスク	金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規定等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで当金庫の信用失墜を招き、あるいは当庫が多大な金銭的負担を負う等、当庫が経営上重大な損害を被るリスク
人的リスク	人材の流出・喪失・士気の低下、不十分な人材育成、不適切な就労状況・職場・安全環境、人事運営上の不公平・不公正、差別的行為により、当金庫に損失が発生するリスク
有形資産リスク	災害、犯罪または、資産管理の瑕疵等の結果、有形資産(動産・不動産・設備・備品等)の毀損や執務環境等の質の低下により、当金庫に損失が発生するリスク
風評リスク	金融機関の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など金融機関の風評を形成する内容が劣化し、顧客からみて金融機関への安心度、親密度が損なわれることより、金融機関の風評が低下するリスク

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策基本方針

大阪商工信用金庫(以下、当金庫といいます)は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策の防止が国際社会において金融機関に求められる責務であることを認識し、その防止対策に関する基本方針を次のとおり定めます。

1、運営方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策のリスクに対し、組織として適切に対応できる態勢を整備し、適切な運営を行います。

2、管理態勢

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策の主管部門を総務部コンプライアンス室とし、関係する本部各部や営業店等と連携し、実効性のあるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策に取り組みます。

3、リスクベース・アプローチの実施

当金庫は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等対策の動向等を踏まえながら、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。また、定期的な見直しにより実効性を確保します。

4、顧客管理

当金庫は、関係法令に基づいた取引時確認を行うとともに、受入後においても、適切な顧客管理措置を実施し、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等のリスクを許容できない顧客等の排除に努めます。

5、疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店からの報告、取引モニタリングでの異常検知、顧客フィルタリング等により、「疑わしい取引」と判断した場合には、当局に、速やかに疑わしい取引の届出をいたします。

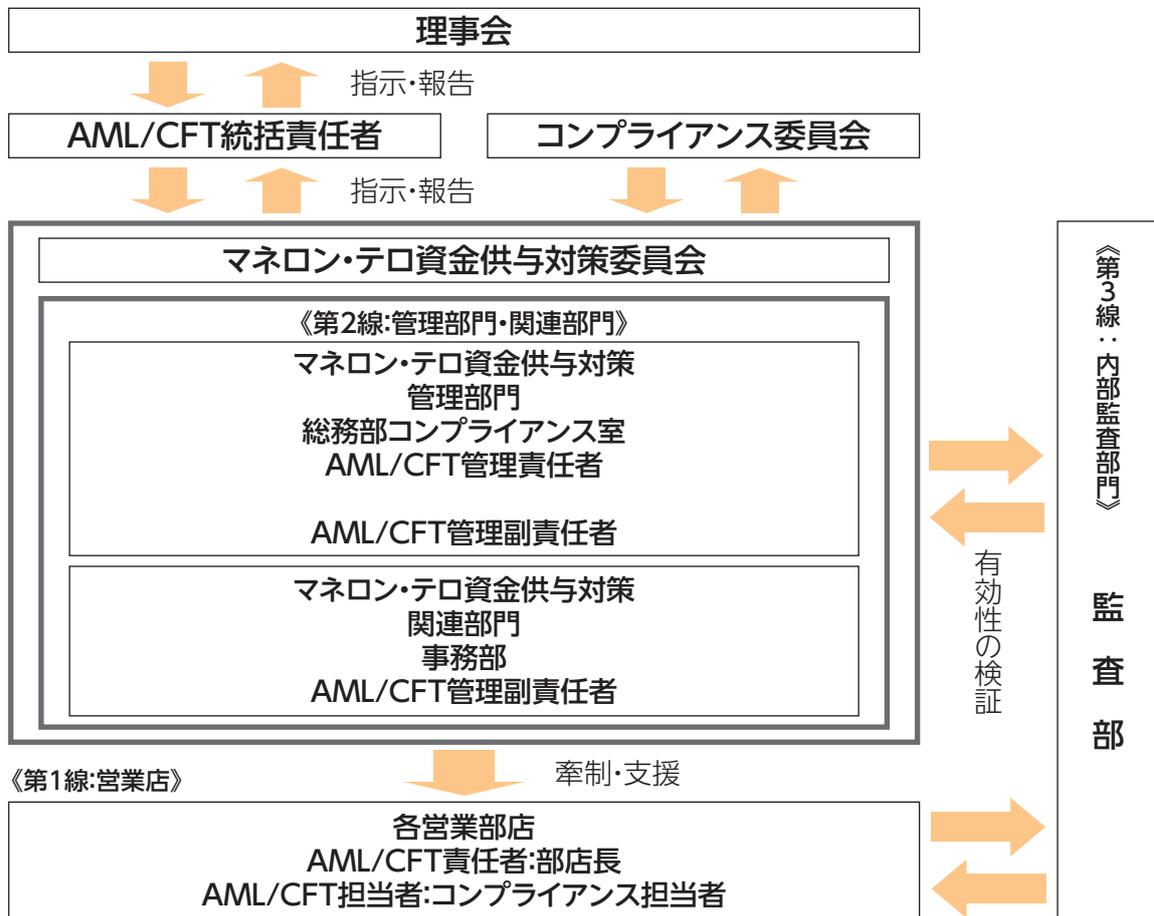
6、役職員の研修

当金庫は、継続的な研修を通じて、役職員のマネー・ローンダリングやテロ資金供与等の防止にかかるリスクや同対策に関する知識・理解を深め、それぞれの役割に応じた専門性・適合性を有する役職員の確保・育成に努めます。

7、遵守状況の監査

当金庫は、監査部が独立した立場から、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等対策の遵守状況を定期的に監査を行い、その監査結果を踏まえ、更なる改善に努めます。

当金庫のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢



るよう法令等遵守、健全経営に努めてまいります。

コンプライアンス(法令遵守)について

コンプライアンスとは端的にいえば法律を守ることですが、その他企業内諸規則や公衆道徳等を守ることも含まれます。

このコンプライアンスを遵守することは広く企業市民として当然のことですが、特に地域金融機関である信用金庫は金融業務を通じて地域経済、地域社会の発展に貢献するという公共的使命と社会的使命を負っていることから、高いレベルでのコンプライアンスの遵守が求められております。

当金庫はこれまで「コンプライアンス基本方針」の制定、各種研修会の開催、「コンプライアンス通信講座」の積極的受講を促進するほか、本部各部長で構成する「コンプライアンス委員会」や営業店の預金課課長で構成する「コンプライアンス連絡会」を定例的に開催し、役職員の意識向上の徹底を図る体制を設けております。当金庫では今後も、法令等の社会的規範を遵守することは勿論のこと、役職員一同が高い倫理観を持ち、厳しく自己を律すべく日々努力して参ります。

コンプライアンス基本方針

当金庫は、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、業務の健全性且つ適切性を確保することを目的として、以下の「コンプライアンス基本方針」を定めています。

1. 当金庫は、信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
2. 当金庫は、創意と工夫を活かした質の高い金融および各種情報やサービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。
3. 当金庫は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 当金庫は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
5. 当金庫は、全ての人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境を確保します。
6. 当金庫は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
7. 当金庫は、信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。
8. 当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固として拒絶し、関係遮断を徹底します。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

当金庫の勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応について

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情等は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店または総務部(電話:06-6267-1636)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、

- ・公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)
- ・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
- ・第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
- ・第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)

の仲裁センター等にお取次ぎいたします(公益社団法人民間総合調停センターへの取次ぎは当金庫からのみとなります)。また、お客さまから公益社団法人民間総合調停センター、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当金庫は、「経営者保証に関するガイドライン」を自主的に尊重し、遵守してまいります。

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	120件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の場合	8.99%
保証契約を解除した件数	43件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

信金中央金庫の概要



信金中央金庫

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

また、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

- 信用金庫の中央金融機関
- 金融債発行機関

■ 信金中央金庫

資 金 量	34兆円
拠 点 数	国内14店舗、海外6拠点
役 職 員 数	1,277人
会 員 数	254金庫

■ 信用金庫

金 庫 数	254金庫
預 金 量	158兆円
店 舗 数	7,100店舗

※上記計数は令和4年3月末現在(速報ベース)のものです。

るよう法令等遵守、健全経営に努めてまいります。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

以上

「お客さま本位の業務運営に関する原則」について

大阪商工信用金庫は、当金庫の経営理念「きめ細かい金融サービスの提供により、お客さまの信頼に応えるとともに、公正で健全な業務運営を通じて地域社会の発展に貢献致します。」に基づき、お客さまの資産形成や運用に関し、お客さま本位の業務運営を実現するための方針を以下のとおり定めました。
より良い業務運営実現のため、継続的なモニタリングを行い、定期的に見直しいたします。

- ①お客さまの最善の利益をご提供いたします。
 - ・当金庫は、お客さまの視点に立ち、誠実・公正に業務を行い、付加価値の高いサービスの提供に努めてまいります。
- ②お客さまのニーズにお応えできる金融商品の充実に努めてまいります。
 - ・お客さまの多様なニーズにお応えする質の高い商品・サービスのラインナップ充実に努めてまいります。
 - ・取扱商品は、商品の特性やリスクを十分に把握して選定するよう努めてまいります。
- ③お客さまにご提供する情報を充実させ、分かりやすい説明をいたします。
 - ・取り扱う商品・サービスの内容について、お客さまの金融知識や取引実績等、双方のコミュニケーションを大切に、丁寧で分かりやすい説明をおこないます。
 - ・お客さまにご負担いただく手数料については、透明性を明確にしてできる限りわかりやすくお伝えしてまいります。
 - ・商品の販売後においても、アフターフォローを通じて、お客さまに適切な役立つ情報提供等に努めてまいります。
- ④利益相反の適切な管理に努めてまいります。
 - ・当金庫は、取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切な管理に努めてまいります。
- ⑤お客さま本位の取組みに向けた態勢の整備に努めてまいります。
 - ・お客さま本位の営業活動を実践するために、継続的に職員研修を実施し人材の育成強化に努めてまいります。
 - ・お客さま本位の営業活動を促進するために、適正な業績評価の整備に努めてまいります。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、顧客からの信頼を第一と考え、顧客の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

2022年4月20日
大阪商工信用金庫

I 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
 <例> 顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
 <例> 運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

II 個人情報等の取得・利用

(1) 個人情報等の取得

○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、顧客の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資の申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、家族情報、金融機関での借入れ状況など、金融商品を勧める際には、投資に関する知識・経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

○顧客個人情報は、

- ① 預金口座の新規申込書等、顧客より徴求する書類等記載されている事項
- ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭で顧客から取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

○当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用いたします。また、顧客にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

○顧客本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除く)の利用目的

(業務内容)

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ② 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- ② 法令等に基づく本人確認等や、金融商品やサービスを利用する際の資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- ④ 融資の申込や継続的な利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信業務に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ 顧客との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種提案のため
- ⑫ 各種取引の解約・終了や取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、顧客との取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥預金口座付番に関する事務のため
- ⑦その他上記①から⑥に関する事務

上記(A及びB)の利用目的について、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、顧客から中止の申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止する。中止を希望する顧客は、相談窓口(総務部コンプライアンス室)または取引店にお申出ください。

III 個人情報等の正確性の確保

当金庫は、顧客の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

IV 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等

- 顧客本人から、当金庫が保有している情報について開示等の請求(第三者提供記録の開示も含む。)があった場合には、請求者が本人であること等を確認したうえで、遅滞なく回答します。
- 顧客本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去の要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行う。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠を説明させていただきます。
- 顧客本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠を説明させていただきます。
- 顧客からの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示の請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、顧客に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、顧客の取引店まで申し出るものとし、必要な手続きについて案内する。

なお、個人情報等の開示請求方法については、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でご案内させていただきます。

V 個人情報等の安全管理

- 当金庫は、顧客の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおり。
- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、総務部コンプライアンス室の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けます。
- (2)取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定める。
- (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備する。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施する。
- (4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施する。
- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施する。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施する。
- (6)アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定する。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入する。

VI 委託

当金庫は、次のような場合等に、個人データの取扱いの委託を行っている。また、委託に際しては、顧客の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

VII 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。

また、提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

VIII 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立て

当金庫は、個人情報等の取扱いに係る顧客からの苦情処理に適切に取組みます。

なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関する質問・苦情の申し立て窓口を総務部コンプライアンス室とします。

【個人情報等に関する相談窓口】

大阪商工信用金庫 総務部

住 所:〒541-0053

大阪市中央区本町2丁目2番8号

電話番号:06-6267-1636

F A X :06-6267-2879

Eメール:soumubu@osaka-shoko.co.jp

- ① 預金及び定期積金の受入れ
- ② 会員に対する資金の貸付け
- ③ 会員のためにする手形の割引
- ④ 法令の定めるところによる地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引
- ⑤ 為替取引
- ⑥ 左記の1～5の業務に付随する債務の保証又は手形の引受けその他信用金庫業務に付随する業務
- ⑦ 国債、地方債、政府保証債、その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記6により行う業務を除く)
- ⑧ 他の法律により信用金庫が営むことのできる業務
- ⑨ その他前各号の業務に付帯又は関連する業務
- ⑩ 生保、損保の保険窓口販売業務

【預金業務】

当金庫では、豊富な預金商品をご用意し、みなさまの着実な資金づくりをお手伝いしています。貯める、借りる、支払うの3機能を備え、大変便利にご利用いただける「総合口座」をはじめ、計画的な資金づくりを応援する「スーパー積金」、また、より高い利回りで資金を運用する「スーパー定期」「大口定期預金」など、お客さまの目的に応じてお選びいただける預金を取扱っています。

【融資業務】

当金庫では、みなさまの事業発展や豊かな生活づくりのお手伝いができるように種々の商品を取り揃えています。事業資金としての運転資金、設備資金、またご家庭の生活設計に役立つ消費者ローン、住まいづくりの住宅ローン、さらには教育ローン、マイカーローン等ご要望に細かくお応えしています。そのほか日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人福祉医療機構などの公的資金の代理業務も取扱っています。

【為替業務】

当金庫では全国の金融機関とオンラインで結ばれており、送金、振込、代金取立等迅速かつ正確に取扱っています。ファームバンキングやホームバンキングサービスまたはインターネットバンキングをご利用いただけますと、オフィスやご家庭に居ながらにして、振込、残高照会等が行えますので大変便利です。

■ その他の業務

証券業務	国債の窓口販売の取扱いを行っております。
保険業務	生・損保、保険の窓口販売の取扱いを行っております。
年金の自動受取りおよびご相談	厚生年金保険、国民年金、共済組合など、年金のお受取りに年金自動受取りサービスをご利用いただけます。またこれから年金を受給される方には年金の仕組みや請求手続きなど、すでに受給されている方には年金のもらい忘れがないかなど色々なご相談、再調査など専門の社会保険労務士がうけたまわります。
給与振込	給与、ボーナスのお受取りに便利で安心な給与振込サービスをご利用いただけます。
公共料金等の自動支払い	電気・ガス・水道・電話・NHK受信料の公共料金をはじめ、税金・保険料などをご指定の口座から自動的にお支払いするシステムです。
貸金庫	預金証書・有価証券・権利書・貴金属など大切な財産を安全にお預かりいたします。
キャッシュカードサービス	キャッシュカード1枚で全国の信用金庫、銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、ゆうちょ銀行のキャッシュコーナーでご利用いただけます。
ATMによるお振込み	現金、キャッシュカード、振込カードによりATMで簡単に振込がご利用いただけます。
クレジットカード	VISA、JCBなどショッピングに便利なカードをお取次ぎいたします。
しんきん地域間情報ネット	全国の信用金庫の本支店から寄せられた各種情報（地域の産業、特産品、地域振興、観光イベント）がご利用いただけます。お気軽にお申しつけください。
デビットカードサービス	j-Debit加盟店でお買物やサービスなどの代金のお支払いにお手持ちのキャッシュカードを利用して、お支払いできるサービスです。
テレホンバンキングサービス	ご自宅や会社から、残高照会やお振込などの手続きが電話でご利用いただけます。フリーダイヤルですので通話料も無料です。
ファームバンキング	ご家庭やオフィスから、お客さまが直接、資金のお振込・振替・取引照会などのお取引ができるシステムです。
しんきんインターネットバンキング	ご自宅やオフィスのパソコンや携帯電話で資金移動、残高照会などができるサービスです。
しんきんATMゼロネットサービス	信用金庫間のキャッシュサービスにおける取扱手数料の無料（休日、時間外は除く）サービスです。（一部の信用金庫では所定の手数料が必要な場合があります。）
電子記録債権サービス（でんさい）	電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して手形に代わる決済サービスがご利用いただけます。
大阪商工ファイナダーサービス	お客さまの事業性のニーズにお応えするために、外部企業との各種の連携を図っております。

《商品利用にあたっての留意事項》

- ご預金の種類により金利が異なります。また利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。金利は窓口に掲示してありますのでご確認ください。
※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
- 新規に口座を開設する場合、新たに貸金庫を利用される場合、現金による10万円を超える振込をされる場合など、法律に基づきご本人の確認をさせていただきますので、運転免許証・健康保険証等の本人確認書類の提示が必要となります。
- マイナンバーの届出が必要となる場合もあります。

ビスで、多様なニーズに応じてまいります。

預金

種類	内容	
総合口座	一冊の通帳で普通預金と定期預金等が利用でき、公共料金やクレジットカードの自動支払いや給与・年金・配当金などの自動受取りに便利です。	
普通預金	公共料金やクレジットカードの自動支払いや給与・年金・配当金などの自動受取りに便利です。	
無利息型普通預金	決済用預金の3要件(無利息・要求払い・決済サービスの提供)を満たす預金で預金保険制度により全額保護されます。	
納税準備預金	納税の準備用口座としてご利用でき利息に税金はかかりません。納税以外の払出しの場合には利息に税金がかかります。	
通知預金	短期間の資金運用に大変便利です。	お預り期間:据置期間7日間以上 お預入金額:1万円以上
貯蓄預金	普通預金より利率が有利で、いつでもお引き出しできるところが定期預金と違う魅力。給与・年金・配当金などの自動受取りおよび公共料金等の自動支払いはできません。ご利用は個人の方に限らせていただきます。	
当座預金	法人および個人の方対象。事業資金運用口座としてご利用いただけます。決済用預金に該当し全額保護されます。	
利息分割支払定期預金	ご利用は個人の方のみで、お利息受取間隔を1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月、6ヵ月から選べる定期預金です。	お預り期間:1年以上5年以内 お預入金額:100円以上
大口定期預金(自由金利型定期預金)	当金庫の店頭表示金利で、お預入れ時の利率は満期日まで変わりません。	お預り期間:定型方式 1ヵ月から5年 満期日指定方式 1ヵ月超5年未満 お預入金額:1,000万円以上
スーパー定期(自由金利型定期預金M型)	お預り期間が短期から長期までご希望の期間を選んでもいただけます。3年以上の個人の方は単利型と複利型(半年)を選択できます。	お預り期間:単利型と複利型で異なります。 お預入金額:100円以上
自由型期日指定定期預金	ご利用は個人の方のみ。1年複利で期間2年以上は有利な利率が設定され、課税繰延満期一括計算ですからお利息が有利です。	お預り期間:最長3年 お預入金額:100円以上300万円未満
変動金利定期預金	6ヵ月ごとに金利情勢に合わせて適用利率見直しが行われます。半年複利の課税繰延計算で、お得な元本保証の定期預金です。	お預り期間:単利型と複利型で異なります。 お預入金額:100円以上
積立定期預金	①エンドレス・ドリーム型…どンドン大きく、しっかり貯めたいあなたに	お預り期間:無期限 お預入金額:1万円以上
	②満期指定型…目的に向けて確実に貯めたいあなたに	お預り期間:1年以上5年以内 お預入金額:1万円以上
スーパー積金	教育、結婚、住宅等のプランの実現にムリのない期間と掛金を自由にお選びいただけます。	お積み立て期間:6ヵ月以上60ヵ月(5年)以内 毎月掛け金:1万円以上(千円単位)
一般財形預金	自由に使えるフリースタイルの財形です。いつでも自由に払出しできます。	
財形住宅預金	新築、購入、リフォーム等、住まいの資金づくりにお得です。貯蓄残高550万円(財形年金と合わせて)までなら利息に税金はかかりません。	
財形年金預金	積立期間はもちろん、退職後もすべて非課税で受け取りができる有利なプランです。貯蓄残高550万円(財形住宅と合わせて)までなら利息に税金はかかりません。	

《個人の方限定》オススメ定期預金

スーパーゴールド	お預り期間は1年・2年・3年・4年・5年の5種類からお選びいただくことができます。 お預入金額は1口20万円以上、限度額5,000万円まで。
シルバー定期	お預り期間は1年。 お預入金額は1口20万円以上、限度額5,000万円まで。 満50歳以上の方で、お申込み時、健康保険証または運転免許証等の年齢を確認できるものが必要となります。
年金定期	お預り期間は1年。 お預入金額は1口20万円以上、限度額3,000万円まで。 当金庫で公的年金(国民年金、厚生年金保険、共済年金、恩給)を継続的にお受取りの方にご利用いただけます。普通定期預金または元金継続定期預金で利息は自動的に普通預金にご入金となります。

※上記3つの定期預金については、お一人さま全店合計を各々の限度額としてお預入れいただけます。なお、年金定期はお振込み指定の店舗のみとさせていただきます。

エコ定期まねぎeco	お預り期間は1年。お預入金額は1口10万円以上、限度額なし。 お客さまの受取利息(税引き後)の10%を生駒山桑「花屏風」構想にご寄付いただくエコ定期預金です。
まいどおおきに定期 ※まいどおおきに支店専用商品	金融機関の営業時間中になかなか足を運べない方に電話と郵送で手続き可能。 詳しくはフリーダイヤル0120-009-581 オトクイッパイ

※金利及び限度額については金融情勢により変更する場合があります。 ※中途解約される場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。

各種ローン

種類	内容	融資限度額	返済期間
住宅ローン	住まいの新築、増改築、マンション購入および借換等にご利用いただけます。 満20歳以上満65歳未満で最終返済時年齢が満80歳未満の方。	100万円以上1億円以内	2年以上 35年以内 (2世代適用可能)
無担保住宅ローン	自宅の購入・リフォーム・住宅ローンの借換等の住宅資金全般にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内	3ヵ月以上 20年以内
一般個人ローン	健康で文化的な生活を営むための必要な資金。(事業資金、借換資金は除きます)	10万円以上500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
教育プラン	お子さまの大学入学に必要な資金をご用意いたします。	10万円以上1,000万円以内	3ヵ月以上 16年以内
福祉プラン	介護が必要な高齢者や心身障がい者の日常生活上の便宜を図るための機器購入・設備費用。	10万円以上500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
カーライフプラン	自動車購入・車検修理費用にご利用いただけます。(業務用車両の購入は除きます)	10万円以上1,000万円以内	3ヵ月以上 10年以内
商工セレクトローン	お使いみちは自由です。 満20歳以上で最終返済時が満76歳未満の方。事業資金は除く。	10万円以上1,000万円以内	6ヵ月以上 10年以内
商工チャレンジローン	お使いみちは自由です。 満20歳以上で最終返済時が満81歳未満の方。	10万円以上500万円以内	6ヵ月以上 10年以内
自宅所有者向けフリーローン「おおきに」	お使いみちは自由です。 借換資金も可能です。事業資金は除く。	10万円以上500万円以内	6ヵ月以上 10年以内
国家資格保有者向けフリーローン「プレミアム」	お使いみちは自由です。 借換資金も可能です。事業資金は除く。	10万円以上500万円以内	6ヵ月以上 10年以内
リバースモーゲージローン「希望の扉」	自宅を担保に老後を含めたゆとりある生活を支援する資金使途自由のローン。 満50歳以上満80歳未満の方。	500万円以上5,000万円以内	1年(自動更新)

主な手数料一覧

●手数料には10%の消費税が含まれております。

お振込手数料

(お取扱い1件につき)

お振込

取扱区分		振込先	5万円未満	5万円以上
A T M	現 金	当金庫同一支店宛	110円	330円
		当金庫本支店宛	110円	330円
		他金融機関宛	385円	550円
	当 金 庫 カ ー ド	当金庫同一支店宛	無 料	無 料
		当金庫本支店宛	無 料	無 料
		他金融機関宛	385円	550円
窓 口	当金庫同一支店宛	220円	440円	
	当金庫本支店宛	220円	440円	
	他金融機関宛	605円	770円	

定額自動振込

		5万円未満	5万円以上
定 額 自 動 振 込 手 数 料	基本手数料 (契約時徴収)	550円	
	取扱手数料 (他行)	385円	550円
	取扱手数料 (本支店間)	110円	330円
	取扱手数料 (同一店内)	無 料	
	契約内容変更・更新	550円	

ホームバンキング (HB)・ファームバンキング (FB)・しんぎんファクシミリ振込・テレホンバンキング・インターネットバンキング・モバイルバンキング・法人Web FB振込ご利用の場合

		5万円未満	5万円以上
当 金 庫 本 支 店 宛		無 料	
他金融機関宛 (電信扱)		330円	440円

振込組戻料・変更料

1件	880円
----	------

為替手数料

(お取扱い1件につき)

送 金	他金融機関宛	普通扱	660円
代 金 取 立	同地区内 (当所)	普通扱	220円
		普通扱	880円
	上記以外 (他所)	至急扱	1,100円
取 立 料	割引手形	当 所	220円
	譲渡担保手形	他 所	880円
そ の 他	当金庫内に保管中の取立手形組戻料		220円
	送金・他所取立手形組戻料		660円
	送金の変更料		
	他所取立手形不渡返却料・店頭呈示料		
	当所交換手形依頼返却料		

※その他手数料で消費税込660円を超える場合は、実費を申受けます。

その他の手数料

小切手・手形交付料

小 切 手 帳	1冊 (50枚)	1,320円
約 束 手 形 帳	1冊 (25枚)	880円
為 替 手 形 帳	1冊 (25枚)	
マ ル 専 口 座	口座開設料	3,300円
	手形用紙1枚	550円
社 名 印 刷 ・ 登 録 料	登録時	5,500円

アンサー・HB・FB基本契約料

(お取扱い口座単位1件につき)

ファクシミリ通知サービス	月 額	1,100円
ホームバンキング (HB)	月 額	
ファームバンキング (FB)	月 額	

法人Web FB・個人インターネットバンキング・テレホンバンキング手数料

法 人 W e b F B	基本契約料	月額 1,100円
	ハードウェアトークン追加・再発行手数料	1台 1,100円
個 人 イン タ ー ネット バ ン キ ン グ	基本契約料	無 料
	ハードウェアトークン追加・再発行手数料	1台 1,100円
テ レ ホ ン バ ン キ ン グ	基本契約料	無 料

※ハードウェアトークンの故障、電池切れの場合は無料交換

その他の手数料

しんぎんファクシミリ振込サービス基本契約料

月 額	1,100円
-----	--------

貸金庫手数料

年 額	大	39,600円
	中	30,360円
	小	21,120円

※京橋支店・新大阪支店ではお取扱いしていません。

自己宛小切手発行手数料

1 枚	550円
-----	------

各種証明書発行手数料 (各1通)

残高証明書発行手数料	定例発行	440円
	都度発行	880円
	当金庫書式以外 (英文含む)	1,100円
	上記以外	880円

取引明細作成手数料

照 会 表 1 通	110円
-----------	------

通帳・証書・カードの再発行手数料

1 件	1,100円
-----	--------

国債保護預り手数料

年 額	1,320円
-----	--------

※個人向け国債は無料

株式払込取扱手数料

一 律	55,000円
-----	---------

一般融資関連手数料

新規融資先事務取扱手数料	22,000円
--------------	---------

※融資金額が500万円未満の場合は不要となります。

一般融資・保証協会付融資・住宅ローンの繰上げ返済等手数料

融資条件変更事務手数料	11,000円
一部繰上げ返済手数料	22,000円
全額繰上げ返済手数料	33,000円

※当金庫及び保証機関の都合に依る場合を除く。
※全額繰上げ返済の場合、借入残高、期間により異なります。

不動産担保事務取扱手数料

担保設定	全国保証付住宅ローン除く	500万円未満	大阪府下 33,000円 大阪府外 55,000円
		500万円以上	55,000円
変 更	追加設定・譲渡受・極度増額・順位変更・債務者変更		33,000円
抹 消	抹消・極度減額・譲渡		11,000円
担保解除	マンション1棟売・マンション分譲1室・分譲住宅1戸		33,000円

※大阪府外の担保調査にかかる交通費・宿泊費等は実費をいただきます。

両替手数料

		枚 数	手 数 料
窓 口 (梅田支店ではお取扱いしていません)	□	1枚 ~ 50枚	1日につき1回目は無料 ^{※1} 2回目以降は220円
		51枚 ~ 500枚	330円
		501枚 ~ 1,000枚	660円
		1,001枚以上	500枚毎に330円
両 替 機	□	1枚~50枚	1日につき1回目は無料 ^{※2} 2回目以降は200円
		51枚~500枚	300円

※1 西梅田支店・京橋支店は220円の手数料をいただきます。

※2 梅田支店・西梅田支店・京橋支店は200円の手数料をいただきます。

■窓口での払い戻しに際しまして金種をご指定される場合、ご指定の支払枚数に応じて窓口での両替と同様の手数料をいただきます。

■破損した現金、記念硬貨、同一金種の交換は手数料不要です。

■両替機による無料のお取引には当金庫のキャッシュカードが必要となります。

■両替手数料の算定基準は、お持ち込みになる枚数とお持ち帰りになる枚数のいずれか多い方とさせていただきます。

大量硬貨入金手数料

枚 数	手 数 料
1枚 ~ 500枚	無 料
501枚 ~ 1,000枚	660円
1,001枚以上	500枚毎に330円

■同日に複数回分けてご入金・お振込を依頼される等、実質的に同一のお取扱いに当たる場合は、合算した合計枚数での手数料となります。

■硬貨算定後にご入金・お振込等お取引を取りやめる場合や金額を変更される場合も、手数料をいただきます。

(令和4年7月現在)

資料編

●貸借対照表	P29
●損益計算書・剰余金処分計算書	P30
●貸借対照表の注記	P30
●役職員の報酬体系	P33
●主要な経営指標	P34
●預金に関する指標	P35
●貸出金に関する指標	P36
●有価証券に関する指標	P38
●その他の業務に関する指標／ 連結に関する事項	P40
●自己資本の充実の状況	P41

貸借対照表 資産

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資産の部)		
現金	9,219	9,392
預 け 金	172,978	180,233
有 価 証 券	85,923	101,261
国 債	12,805	12,899
地 方 債	1,411	4,873
社 債	18,094	21,805
株 式	7,455	7,336
その他の証券	46,156	54,345
貸 出 金	450,092	460,726
割 引 手 形	1,713	1,393
手 形 貸 付	46,825	47,526
証 書 貸 付	400,036	410,385
当 座 貸 越	1,518	1,421
そ の 他 資 産	2,462	2,491
未 決 済 為 替 貸	150	140
信 金 中 金 出 資 金	1,649	1,649
前 払 費 用	—	20
未 収 収 益	373	383
その他の資産	288	297
有 形 固 定 資 産	12,754	12,408
建 物	6,360	6,119
土 地	5,787	5,787
リ ー ス 資 産	15	7
その他の有形固定資産	590	495
無 形 固 定 資 産	160	195
ソ フ ト ウ ェ ア	140	188
その他の無形固定資産	19	7
前 払 年 金 費 用	215	206
繰 延 税 金 資 産	295	927
債 務 保 証 見 返	908	725
貸 倒 引 当 金	△ 3,533	△ 4,921
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,858)	(△ 3,133)
資 産 の 部 合 計	731,476	763,648

貸借対照表 負債及び純資産

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(負債の部)		
預 金 積 金	683,571	691,747
当 座 預 金	22,621	23,049
普 通 預 金	124,303	131,925
貯 蓄 預 金	69	79
通 知 預 金	2,320	2,011
定 期 預 金	526,100	525,852
定 期 積 金	6,311	6,815
その他の預金	1,843	2,013
借 用 金	—	22,000
借 入 金	—	22,000
そ の 他 負 債	3,586	3,756
未 決 済 為 替 借	110	122
未 払 費 用	1,339	1,166
給 付 補 填 備 金	2	3
未 払 法 人 税 等	943	1,135
前 受 収 益	330	348
払 戻 未 済 金	46	41
職 員 預 り 金	502	480
リ ー ス 債 務	16	8
資 産 除 去 債 務	62	62
その他の負債	231	387
賞 与 引 当 金	308	296
退 職 給 付 引 当 金	—	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	343	391
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	17	17
偶 発 損 失 引 当 金	49	42
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	105	105
債 務 保 証	908	725
負 債 の 部 合 計	688,891	719,083
(純資産の部)		
出 資 金	5,781	6,237
普 通 出 資 金	5,781	6,237
利 益 剰 余 金	35,192	37,711
利 益 準 備 金	4,816	5,781
特 別 積 立 金	26,000	26,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,375	5,930
処 分 未 済 持 分	△ 65	△ 113
会 員 勘 定 合 計	40,908	43,836
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,742	795
土 地 再 評 価 差 額 金	△ 65	△ 65
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,676	729
純 資 産 の 部 合 計	42,584	44,565
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	731,476	763,648

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和4年6月16日
大阪商工信用金庫

理 事 長 多 賀 隆 一

■会計監査人による監査

信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けた結果、令和4年3月期の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について適正に表示されているとの監査報告をいただいております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
経常収益	13,934,621	13,541,757
資金運用収益	11,686,408	11,501,670
貸出金利息	10,314,479	9,891,093
預け金利息	125,885	204,598
有価証券利息配当金	1,206,455	1,366,389
その他の受入利息	39,588	39,588
役員取引等収益	698,986	728,305
受入為替手数料	267,246	237,875
その他の役員収益	431,740	490,429
その他業務収益	410,697	252,646
国債等債券売却益	384,996	235,091
国債等債券償還益	113	110
その他の業務収益	25,587	17,444
その他経常収益	1,138,528	1,059,134
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	65,234	231,042
株式等売却益	1,008,359	811,219
その他の経常収益	64,933	16,873
経常費用	10,748,045	9,904,501
資金調達費用	1,439,042	1,255,166
預金利息	1,432,438	1,248,161
給付補填備金繰入額	1,570	1,895
その他の支払利息	5,032	5,110
役員取引等費用	205,166	131,187
支払為替手数料	91,194	69,066
その他の役員費用	113,972	62,121
その他業務費用	360,998	13,855
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	16,879	13,833
国債等債券償却	344,097	-
その他の業務費用	21	22
経費	6,420,506	6,193,345
人件費	3,694,796	3,655,443
物件費	2,577,264	2,263,654
税金	148,445	274,246
その他経常費用	2,322,331	2,310,945
貸倒引当金繰入額	648,505	1,570,788
貸出金償却	1,336,547	352,644
株式等売却損	63,269	204,195
株式等償却	23,302	148,669
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	250,706	34,647
経常利益	3,186,575	3,637,256
特別利益	-	-
特別損失	4,470	162
固定資産処分損	4,470	162
減損損失	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	3,182,105	3,637,093
法人税、住民税及び事業税	1,057,094	1,279,979
法人税等調整額	5,209	△ 266,832
法人税等合計	1,062,304	1,013,147
当期純利益	2,119,801	2,623,945
繰越金(当期首残高)	2,255,445	3,306,368
当期末処分剰余金	4,375,247	5,930,313

損益計算書(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による費用総額 177,284千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 21円89銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、452,225千円です。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
その他の役員取引等収益	ファインダー手数料、事業承継手数料等のビジネスマッチング業務に係る受入手数料 各種証明書等の発行業務に係る受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役員取引等業務に係る受入手数料	貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益についても、期末の時点で履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

(注) 役員取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
当期末処分剰余金	4,375,247,142	5,930,313,766
未処分剰余金内訳		
剰余金処分額	1,068,879,065	576,142,754
利益準備金	964,350,950	456,686,500
普通出資金に対する配当金	104,528,115 (年2%の割合)	119,456,254 (年2%の割合)
繰越金(当期末残高)	3,306,368,077	5,354,171,012

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価額のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により償却しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年~50年
その他 3年~20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資

■貸借対照表の注記

産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,776百万円であります。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
(令和3年3月分) 0.4456%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金86百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. (収益の計上方法)

役員取引等収益は、役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役員収益」があります。このうち、「受入為替手数料」は為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。「その他の役員収益」はその他の役員取引等業務から収受する受入手数料であり、ビジネスマッチング業務に関する手数料、貸金庫業務に関する手数料、各種証明書等の発行業務に関する手数料などがあります。

為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。また、貸金庫やファームバンキングに係る固定利用料等について、期末の時点で履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

13. 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

14. (重要な会計上の見積り関係)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 4,921百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済への影響については、今後一定期間続くものと想定し、当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が当初の想定より変化した場合や、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 1,302百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15. 子会社の株式又は出資金の総額 10百万円

16. 子会社に対する金銭債務総額 85百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 4,104百万円

18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,746百万円
危険債権額	9,358百万円
要管理債権額	－百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
小計額	14,105百万円
正常債権額	447,517百万円
合計額	461,623百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,393百万円であります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	27,886百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,085百万円
借入金	22,000百万円

上記のほか、内国為替決済の担保として、預け金10,000百万円を差し入れております。

21. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価格に基づいて、（実行価格補正等）合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△529百万円

22. 出資1口当たりの純資産額 363円82銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸付及びローンに関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫はALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方針や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において協議されたALMに関する方針に基づき、常務会、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議・決定を行っております。
日常的には資金運用部及び経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会、理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会、理事会の監督の下、有価証券等資金運用規定に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、リスク・リミット、損失限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は経営企画部を通じて、理事会、常務会、ALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、有価証券の市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク・リミットの範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,442百万円です。
なお、当金庫では、市場リスク管理の為、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
また、当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券のうち債券、貸出金、預金積金であります。

当金庫では、対象の金融資産及び金融負債の金利リスク（IRRBB）のうち、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当事業年度末現在、リスク量が最大となる金利ショックシナリオが生じた場合の経済価値は、5,488百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の運用調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	180,233	180,351	118
(2) 有価証券	89,031	89,032	1
満期保有目的の債券	300	301	1
その他有価証券	88,731	88,731	-
金融資産計	269,265	269,384	119
(1) 預金積金	691,747	692,852	1,105
(2) 借入金	22,000	22,000	-
金融負債計	713,747	714,852	1,105

なお、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」によって時価等を算出しているものは次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価に代わる金額	差額
(1) 貸出金	460,726		
貸倒引当金（*）	△4,915		
	455,811	459,422	3,611
金融資産計	455,811	459,422	3,611

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式及び不動産投資信託等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。自金庫保証付私募債は、銘柄ごとの残存期間に対応する国債金利に発行体の信用リスクを加味し、割引現在価値を算出しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.から26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TIBOR、TIBORスワップ金利）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式（*1）	10
非上場株式（*1）	14
私募投資信託（REIT）（*2）	2,925
組合出資金（*3）	9,279
合 計	12,229

(*1) 子会社株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 私募投資信託(REIT)については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日。以下「時価算定適用指針」という。）第26項に基づき、従前の取扱いを踏襲し時価開示の対象とはしていません。

(*3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	15,000	33,650	-	1,000
有価証券	8,502	34,201	14,978	3,826
満期保有目的の債券	300	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	8,202	34,201	14,978	3,826
貸出金（*）	75,556	140,257	109,945	131,197
合 計	99,058	208,109	124,924	136,024

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権のうち償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	568,292	122,293	2	1,158
借入金	22,000	-	-	-
合 計	590,292	122,293	2	1,158

(*) 要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26. まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	300	301	1
	国債	300	301	1
	小 計	300	301	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		300	301	1

■貸借対照表の注記

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,205	2,899	305
	債券	25,613	25,185	428
	国債	11,596	11,309	286
	地方債	1,393	1,371	21
	社債	12,624	12,503	120
	その他	22,742	21,092	1,649
	小 計	51,562	49,177	2,384
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,106	4,720	△613
	債券	13,664	13,733	△68
	国債	1,003	1,005	△1
	地方債	3,480	3,500	△19
	社債	9,181	9,228	△46
	その他	19,398	19,998	△600
	小 計	37,169	38,452	△1,282
合 計		88,731	87,629	1,102

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	2,876	601	-
債券	215	59	-
その他	1,028	175	-
合 計	4,119	836	-

27. 有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、148百万円(株式148百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄については、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内外的要因により、また、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、59,421百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,175百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,386百万円
役員退職慰労引当金	108百万円
賞与引当金	82百万円
未払事業税	82百万円
その他	151百万円
繰延税金資産小計	1,811百万円
評価性引当額	△508百万円
繰延税金資産合計	1,302百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	57百万円
その他有価証券評価差額金	306百万円
その他	10百万円
繰延税金負債合計	374百万円
繰延税金資産の純額	927百万円

30. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	8百万円
契約負債	－百万円

31. (会計方針の変更)

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原

価から消費税等相当額を控除しておりません。

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

32. (表示方法の変更)

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

■役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎事業年度引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

・決定方法

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	323百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」191百万円、「賞与」85百万円、「退職慰労金」47百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に計上した役員賞与未払金分を除く)と当年度に計上した役員賞与未払金分の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22項)第2条第1項第4号及び第6号並びに第3条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	12,165,632千円	12,381,983	12,893,361	13,934,621	13,541,757
経常利益	3,411,704千円	3,219,311	1,879,936	3,186,575	3,637,256
当期純利益	3,110,407千円	2,301,934	1,102,287	2,119,801	2,623,945
出資総額	3,390百万円	4,113	4,816	5,781	6,237
出資総口数	67,819千口	82,261	96,339	115,626	124,759
純資産額	34,722百万円	37,288	36,257	42,584	44,565
総資産額	612,923百万円	659,154	679,914	731,476	763,648
預金積金残高	567,103百万円	616,059	638,013	683,571	691,747
貸出金残高	388,300百万円	403,818	415,830	450,092	460,726
有価証券残高	57,259百万円	65,361	74,980	85,923	101,261
単体自己資本比率	8.85%	8.97	8.92	9.74	10.26
出資に対する配当金(出資1口当たり)	2円	2	1	1	1
役員数	13人	13	13	13	14
うち常勤役員数	9人	10	10	10	11
職員数	395人	410	435	449	436
会員数	17,132人	17,228	17,680	18,684	19,091

(注) 1. 単体自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。
 2. 平成20年度以降については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例（平成20年金融庁告示第79号）に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。
 3. 平成25年度以降については、新しい自己資本比率規制（パーゼルⅢ）にて自己資本比率を算出しております。

業務粗利益

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	10,247,366	10,246,503
資金運用収益	11,686,408	11,501,670
資金調達費用	1,439,042	1,255,166
役務取引等収支	493,819	597,117
役務取引等収益	698,986	728,305
役務取引等費用	205,166	131,187
その他業務収支	49,699	238,791
その他業務収益	410,697	252,646
その他業務費用	360,998	13,855
業務粗利益	10,790,885	11,082,412
業務粗利益率	1.49%	1.45%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
業務純益	4,352,615	4,882,170
実質業務純益	4,477,333	4,995,005
コア業務純益	4,453,201	4,773,636
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	4,374,044	4,707,127

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
 2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.42	0.45
総資産当期純利益率	0.28	0.33

(注) 総資産経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

(注) 総資産当期純利益率 = $\frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

資金運用収支の内訳

	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回(%)
資金運用勘定	令和2年度	722,238	11,686,408	1.61
	令和3年度	760,176	11,501,670	1.51
うち貸出金	令和2年度	449,372	10,314,479	2.29
	令和3年度	452,132	9,891,093	2.18
うち預け金	令和2年度	188,791	125,885	0.06
	令和3年度	216,768	204,598	0.09
うち有価証券	令和2年度	82,424	1,206,455	1.46
	令和3年度	89,626	1,366,389	1.52
資金調達勘定	令和2年度	702,226	1,439,042	0.20
	令和3年度	747,467	1,255,166	0.16
うち預金積金	令和2年度	701,723	1,434,009	0.20
	令和3年度	726,919	1,250,056	0.17

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和2年度4,388百万円、令和3年度14,182百万円）を、控除して表示しております。

主要な経営指標／預金に関する指標

■利鞘

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	1.61	1.51
資金調達原価率	1.11	0.99
総資金利鞘	0.49	0.51

■受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	979,274	△ 505,185	474,088	199,918	△ 384,656	△ 184,738
うち貸出金	803,024	△ 548,019	255,004	63,809	△ 487,195	△ 423,386
うち預け金	2,374	△ 22,819	△ 20,444	27,729	50,983	78,713
うち有価証券	173,875	65,653	239,528	108,379	51,554	159,934
支払利息	166,373	△ 496,855	△ 330,481	53,956	△ 237,831	△ 183,875
うち預金積金	165,914	△ 496,842	△ 330,928	53,879	△ 237,831	△ 183,952
うち借入金	-	-	-	-	-	-

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

■預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
流動性預金	168,735	191,793
うち有利息預金	105,229	118,806
定期性預金	532,988	535,126
うち固定金利定期預金	532,988	535,126
うち変動金利定期預金	-	-
譲渡性預金	-	-
合計	701,723	726,919

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋無利息型普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋納税準備預金＋別段預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 3. 固定金利定期預金とは、預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。
 4. 変動金利定期預金とは、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。

■定期預金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
定期預金	524,930	524,683
うち固定金利定期預金	524,930	524,683
うち変動金利定期預金	-	-
その他	-	-

■人格別・年度別・科目別預金残高推移

(単位：百万円)

預金科目	個人		法人	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
当座預金	569	548	22,051	22,501
普通預金	58,586	64,625	65,717	67,299
貯蓄預金	69	79	-	-
通知預金	35	33	2,284	1,978
別段・納税準備預金	465	596	1,378	1,416
定期預金	456,413	442,093	69,686	83,759
定期積金	473	553	5,838	6,261
合計	516,614	508,530	166,957	183,216

貸出金に関する指標

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
手形貸付	51,452	43,339
証書貸付	394,400	405,817
当座貸越	1,538	1,509
割引手形	1,980	1,466
合計	449,372	452,132

■預貸率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
期末預貸率	65.84	66.60
期中平均預貸率	64.03	62.19

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	9,792	9,925
有価証券	116	96
動産	—	—
不動産	189,035	187,787
その他	—	—
計	198,945	197,808
信用保証協会・信用保険	87,911	97,942
保証証	5,191	4,683
信用	158,044	160,291
合計	450,092	460,726

(注) 保証＝保証会社等の保証がある貸出金、信用＝代表者のみの保証人及び第三者保証人がある貸出金で表示しております。

■固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金	450,092	460,726
固定金利	142,251	151,700
変動金利	307,841	309,026

■貸出金償却額

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却	1,336,547	352,644

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	550	437
その他	1	—
計	551	437
信用保証協会・信用保険	39	30
保証証	—	—
信用	317	257
合計	908	725

(注) 保証＝保証会社等の保証がある貸出金、信用＝代表者のみの保証人及び第三者保証人がある貸出金で表示しております。

■貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	237,557	52.8%	241,759	52.5%
運転資金	206,361	45.8	213,035	46.2
住宅ローン・消費資金・その他	6,173	1.4	5,931	1.3
合計	450,092	100.0	460,726	100.0

貸出金に関する指標

貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	661件	63,569	14.1%	686件	62,145	13.5%
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	1	23	0.0	—	—	—
建設業	477	26,566	6.0	561	24,938	5.4
電気・ガス・熱供給・水道業	2	105	0.0	2	107	0.0
情報通信業	54	1,527	0.3	66	1,701	0.4
運輸業、郵便業	82	14,428	3.2	92	14,641	3.2
卸売業、小売業	594	38,324	8.5	649	39,013	8.5
金融業、保険業	25	25,009	5.6	25	24,926	5.4
不動産業	762	168,781	37.5	896	185,886	40.3
物品賃貸業	8	1,431	0.3	8	1,231	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	99	3,895	0.9	124	4,810	1.0
宿泊業	43	21,135	4.7	42	19,967	4.3
飲食業	251	8,959	2.0	275	9,834	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	161	31,122	6.9	181	28,972	6.3
教育、学習支援業	19	2,433	0.5	20	1,557	0.3
医療・福祉	161	20,514	4.5	168	20,769	4.5
その他のサービス	263	13,561	3.0	299	11,933	2.6
小計	3,663	441,391	98.0	4,094	452,437	98.2
国・地方公共団体等	1	2,495	0.6	1	2,325	0.5
個人	1,029	6,205	1.4	972	5,963	1.3
合計	4,693	450,092	100.0	5,067	460,726	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	年度	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	1,550	1,674	—	1,550	1,674
	令和3年度	1,674	1,787	—	1,674	1,787
個別貸倒引当金	令和2年度	2,530	1,858	1,195	1,334	1,858
	令和3年度	1,858	3,133	182	1,675	3,133
合計	令和2年度	4,080	3,533	1,195	2,884	3,533
	令和3年度	3,533	4,921	182	3,350	4,921

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

種類	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		2年度	3年度
	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度		
製造業	67	42	42	130	67	42	42	130	8	15
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	13	65	65	63	13	65	65	63	10	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	6	—	—	—	6	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	30	25	25	232	30	25	25	232	—	—
卸売業、小売業	965	309	309	267	965	309	309	267	621	66
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	390	309	309	1,369	390	309	309	1,369	203	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	9	—	—	—	9	—	—	—	—	—
宿泊業	847	478	478	608	847	478	478	608	277	—
飲食業	10	2	2	1	10	2	2	1	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	65	568	568	414	65	568	568	414	1,147	411
教育、学習支援業	—	13	13	19	—	13	13	19	—	—
医療・福祉	—	0	0	—	—	0	0	—	—	—
その他のサービス	17	22	22	—	17	22	22	—	—	40
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	51	16	16	22	51	16	16	22	—	—
合計	2,476	1,854	1,854	3,130	2,476	1,854	1,854	3,130	2,268	533

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

有価証券に関する指標

有価証券の残存期間別残高

令和2年度

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの
国	債	2,717	3,855	954	2,600	2,677	—	—
地	債	—	—	847	563	—	—	—
社	債	2,114	6,436	5,023	1,030	1,278	2,210	—
株	式	—	—	—	—	—	—	7,455
外	証	2,287	8,927	5,249	934	1,284	2,033	—
投	信	—	—	—	—	—	—	17,230
そ	の	—	—	—	—	—	—	8,209
合	計	7,119	19,219	12,075	5,128	5,240	4,244	32,895

令和3年度

(単位：百万円)

種	類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの
国	債	2,811	1,416	1,192	3,708	3,770	—	—
地	債	—	—	4,382	—	490	—	—
社	債	2,718	8,032	5,036	2,088	2,024	1,906	—
株	式	—	—	—	—	—	—	7,336
外	証	2,973	10,929	3,211	985	1,911	1,920	—
投	信	—	—	—	—	—	—	20,416
そ	の	—	—	—	—	—	—	11,997
合	計	8,502	20,378	13,824	6,781	8,196	3,826	39,750

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度
国	債	15,347	11,588
地	債	1,391	3,157
社	債	15,985	19,216
株	式	6,967	6,948
外	証	19,352	20,954
投	信	15,980	17,065
そ	の	7,400	10,695
合	計	82,424	89,626

預証率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
期 末 預 証 率	12.56	14.63
期 中 平 均 預 証 率	11.74	12.32

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券に関する指標

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	300	304	3	300	301	1
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	300	304	3	300	301	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	300	304	3	300	301	1	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額取得原価を超えるもの	株 式	4,757	4,171	586	3,205	2,899	305
	債 券	29,212	28,569	643	25,613	25,185	428
	国 債	12,504	12,092	411	11,596	11,309	286
	地 方 債	1,411	1,381	29	1,393	1,371	21
	社 債	15,296	15,094	202	12,624	12,503	120
	そ の 他	27,894	25,974	1,920	22,742	21,092	1,649
	小 計	61,865	58,714	3,150	51,562	49,177	2,384
貸借対照表計上額取得原価を超えないもの	株 式	2,672	3,144	△ 472	4,106	4,720	△ 613
	債 券	2,797	2,812	△ 14	13,664	13,733	△ 68
	国 債	—	—	—	1,003	1,005	△ 1
	地 方 債	—	—	—	3,480	3,500	△ 19
	社 債	2,797	2,812	△ 14	9,181	9,228	△ 46
	そ の 他	8,760	9,008	△ 248	19,398	19,998	△ 600
	小 計	14,230	14,966	△ 735	37,169	38,452	△ 1,282
合 計	76,096	73,681	2,415	88,731	87,629	1,102	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非 上 場 株 式	14	14
私募投資信託 (REIT)	2,605	2,925
組 合 出 資 金	6,896	9,279
合 計	9,526	12,229

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社・子法人等株式	10	—	—	10	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合 計	10	—	—	10	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価及び差額は、表示しておりません。

商品有価証券平均残高

該当ありません

売買目的有価証券

該当ありません

その他の業務に関する指標／連結に関する事項

代理貸出金残高

令和3年度		
	□ 数 (□)	金額
金融機関等業務代理	15	494
信金中央金庫	13	492
日本政策金融公庫	1	0
住宅金融支援機構	1	2
その他	7	25
合計	22	519

(単位：百万円)

内国為替取扱高

令和3年度				
	送金・振込為替		代金取立	
	件数 (件)	金額	件数 (件)	金額
仕向為替	616,380	513,614	5,136	6,158
被仕向為替	398,672	552,617	1,048	1,567

(単位：百万円)

オフ・バランス取引の状況

	令和2年度	令和3年度
オフ・バランス取引	3,559	5,778

(単位：百万円)

(注) オフ・バランス取引項目は代理貸付等で当金庫が債務の保証をしているものなどをリスク・ウェイトによって算出した額の合計です。

金銭の信託

該当ありません

デリバティブ取引

該当ありません

外国為替取扱高

当金庫は外国為替を取扱っておりません

(※信金中央金庫への取次ぎを行っております)

金庫及びその子会社等の概況

当金庫及び子会社ショウコウビジネスサービス(株)との連結をしており、子会社は、当金庫業務の一部門としての役割を占めています。子会社の業務は当金庫の委託したもので、不動産の保守管理、事務帳票等の印刷、ダイレクトメール業務等が主な内容となっています。組織としては、金庫OB及び出向者が構成員であり当金庫100%出資の子会社であります。また、子会社においては収支ともほとんどが当金庫業務によるものであり直近年度での子会社の親会社株主に帰属する当期純利益は10百万円に過ぎず連結による影響は軽微なものであります。

会社名・所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	当金庫出資比率
ショウコウビジネスサービス(株) 大阪市生野区新今里4-4-15	10,000千円	大阪商工信用金庫の委託による業務	昭和60年9月10日	100%

連結会計年度における主要な経営指標の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結経常収益	12,165,632千円	12,376,165	12,887,475	13,927,681	13,535,266
連結経常利益	3,426,856千円	3,237,189	1,893,401	3,200,233	3,653,509
親会社株主に帰属する当期純利益	3,121,877千円	2,313,564	1,111,100	2,128,914	2,634,442
連結純資産額	34,767百万円	37,345	36,323	42,660	44,651
連結総資産額	612,930百万円	659,180	679,935	731,489	763,655
連結自己資本比率	8.86%	8.98	8.93	9.76	10.28

(注) 1. 連結自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)に定められた算式に基づき算定しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 平成20年度以降については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。

自己資本の充実の状況

● 単体自己資本比率

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域の皆さまからお預かりしている出資金のほか、利益の中から着実に貯えてきた利益準備金などの内部留保からなり、自己資本の充実は安全性・健全性を維持するためにもっとも重要な経営課題としています。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本の充実度については、自己資本比率が国内基準である4.00%をはるかに上回る10.26%であり、経営の健全性・安全性を確保していると評価しています。

将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

■ 単体自己資本比率

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	40,803	43,716
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,781	6,237
うち、利益剰余金の額	35,192	37,711
うち、外部流出予定額 (△)	104	119
うち、上記以外に該当するものの額	△ 65	△ 113
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,674	1,787
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,674	1,787
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第7項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第3項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第5項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5	3
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	42,483	45,508
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額	160	195
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	160	195
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	215	206
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	376	402
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	42,107	45,105
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	412,965	419,744
資産 (オン・バランス) 項目	409,384	413,942
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	40	40
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第12条第5項又は第6項) を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	40	40
オフ・バランス取引等項目	3,559	5,778
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	22	22
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,934	19,728
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	431,900	439,472
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.74 (%)	10.26 (%)

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用金庫及び信用金庫連合会が記載するものとする。
 2. 本表における項目の内容については、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項 (平成26年金融庁告示第8号)」における別紙様式第1号 (注) に従うものとする。
 3. 自己資本比率告示第14条第3項に規定する他の金融機関等の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

区分	残高 (宋残)
対象普通出資等 (に相当するもの)	—
連合会の対象普通出資等 (に相当するもの)	1,934
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの (に相当するもの)	—
その他外部TLAC関連調達手段	3,898
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置 (10年間) により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	3,898
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置 (5年間) により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	—

4. 大口と信の基準となる自己資本の額 (自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) 45,105,671千円
 5. 信用リスクに関する記載：標準的手法採用金庫
 6. オペレーショナル・リスクに関する記載：基礎的手法を使用

● 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	412,965	16,518	419,744	16,789
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	399,568	15,982	402,705	16,108
i ソブリン向け	1,304	52	1,372	54
ii 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,761	1,110	25,528	1,021
iii 法人等向け	224,309	8,972	216,335	8,653
iv 中小企業等・個人向け	18,986	759	19,974	798
v 抵当権付住宅ローン	1,120	44	1,120	44
vi 不動産取得等事業向け	86,162	3,446	92,811	3,712
vii 三月以上延滞等	325	13	2,063	82
viii 信用保証協会等保証付	2,777	111	2,996	119
ix 出資等	14,992	599	18,828	753
x 上記以外	21,828	873	21,673	866
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13,335	533	16,975	679
ルック・スルー方式	13,335	533	16,975	679
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	40	1	40	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	22	0	22	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	18,934	757	19,728	789
ハ.単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	431,900	17,276	439,472	17,578

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しております。

$$\frac{\text{オペレーショナル・リスク (基礎的手法)の算定方法}}{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \div 8\%} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

● 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,042	4,746
危険債権	13,784	9,358
要管理債権	—	—
三ヶ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
小計 (A)	14,827	14,105
保全額 (B)	12,523	12,326
個別貸倒引当金 (C)	1,824	3,100
一般貸倒引当金 (D)	—	—
担保・保証等 (E)	10,698	9,226
保全率 (B) / (A) (%)	84.46%	87.38%
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	44.19%	63.54%
正常債権 (F)	436,360	447,517
総与信残高 (A) + (F)	451,187	461,623

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「個別貸倒引当金 (C)」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破

産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。

7. 「一般貸倒引当金 (D)」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。

8. 「担保・保証等 (E)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

9. 「正常債権 (F)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質借契約によるものに限る。）です。

● 不良債権比率の推移

(単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度
信用金庫法	3.29	3.06
金融再生法	3.29	3.06

● 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
（業種別及び残存期間別）

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							
	貸出金		うち三月以上延滞エクスポージャー		貸出金及びコミットメントの オフ・バランス取引		債券	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	63,569	62,145	—	11	190	118	2,685	3,533
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	23	—	—	—	—	—	—	—
建設業	26,566	24,938	147	19	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	105	107	—	—	—	—	2,700	3,000
情報通信業	1,527	1,701	—	—	—	—	804	800
運輸業、郵便業	14,428	14,641	29	115	95	40	996	797
卸売業、小売業	38,324	39,013	39	22	16	12	500	500
金融業、保険業	25,009	24,926	—	—	—	—	13,763	17,077
不動産業	168,781	185,886	750	3,083	515	539	2,454	3,999
物品賃貸業	1,431	1,231	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,895	4,810	—	—	—	—	—	—
宿泊業	21,135	19,967	59	976	37	249	—	—
飲食業	8,959	9,834	1	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	31,122	28,972	—	137	41	100	—	—
教育、学習支援業	2,433	1,557	—	—	16	—	—	—
医療・福祉	20,514	20,769	6	115	10	25	—	—
その他のサービス	13,561	11,933	45	102	161	161	—	—
国・地方公共団体等	2,495	2,325	—	—	—	—	28,441	31,688
個人	6,205	5,963	121	156	0	0	—	—
業種別合計	450,092	460,726	1,200	4,740	1,084	1,246	52,345	61,397
1年以下	49,651	45,969	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	19,800	25,266	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	26,111	27,426	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	34,788	31,090	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	78,483	86,800	—	—	—	—	—	—
10年超	237,468	239,099	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	3,787	5,073	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	450,092	460,726	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
2. 当金庫は、デリバティブ取引残高は該当ありませんので、上記の表より項目を省略しております。
3. オフ・バランス項目は与信相当額掛目適用後の額です。
4. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	104,540	—	139,574
10%	—	88,245	—	98,517
20%	—	130,337	—	108,782
35%	—	3,236	—	3,232
50%	—	—	—	—
75%	—	27,792	—	29,138
100%	26,348	351,987	28,417	358,227
150%	—	296	—	2,200
250%	—	967	—	1,234
合計	26,348	707,403	28,417	740,909

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ	信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保証	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー					
1. ソブリン向け		—	—	—	—
2. 金融機関向け		—	—	—	—
3. 法人等向け		9,880	10,318	19,382	18,850
4. 中小企業等・個人向け		2,510	2,533	62,188	71,164
5. 抵当権付住宅ローン		34	30	—	—
6. 不動産取得事業向け		952	989	758	1,640
7. 三月以上延滞等		—	—	72	28

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

● 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません

● 出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区分		その他有価証券で時価のあるもの				
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	令和2年度	15,633	17,006	1,372	1,943	570
	令和3年度	19,493	20,258	765	1,558	793
非上場株式等	令和2年度	8,623	8,983	359	406	46
	令和3年度	8,574	8,797	223	339	116
その他有価証券等で時価の無いもの等	令和2年度	8,545	8,545	-	-	-
	令和3年度	12,333	12,333	-	-	-
合計	令和2年度	32,802	34,534	1,732	2,349	616
	令和3年度	40,401	41,390	988	1,898	909

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 当金庫は、売買目的有価証券の保有残高は該当ありませんので、上記の表より項目を省略しております。

子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区分		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益		うち損	
					うち益	うち損		
子会社・子法人等株式	令和2年度	10	10	-	-	-	-	-
	令和3年度	10	10	-	-	-	-	-
合計	令和2年度	10	10	-	-	-	-	-
	令和3年度	10	10	-	-	-	-	-

(注) 1. 当金庫は、関連法人等株式の保有残高は該当ありませんので、上記の表より項目を省略しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価及び差額は、表示しておりません。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区分		売却額			株式等償却	
		売却益	売却損	売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	令和2年度	4,017	928	-	23	
	令和3年度	3,904	776	-	148	

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式	15,635	19,149
マンデート方式	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-

● 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE		ΔNII		ΔNII		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,401	2,499	0	0	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	100	0	16	0	16	0	16
3	スティープ化	5,488	4,037						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	5,488	4,037	0	16	0	16	0	16
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	45,105		42,107					

(注) 当金庫では、対象の金融資産及び金融負債の金利リスク (IRRBB) のうち、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

連結に関する事項

■連結自己資本比率

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域の皆さまからお預かりしている出資金のほか、利益の中から着実に貯えてきた利益準備金などの内部留保からなり、自己資本の充実は安全性・健全性を維持するためにもっとも重要な経営課題としています。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本の充実度については、自己資本比率が国内基準である4.00%をはるかに上回る10.28%であり、経営の健全性・安全性を確保していると評価しています。

将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

■連結自己資本比率

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	40,878	43,802
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,781	6,237
うち、利益剰余金の額	35,267	37,797
うち、外部流出予定額 (△)	104	119
うち、上記以外に該当するものの額	△ 65	△ 113
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第6条第3項) によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,674	1,787
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,674	1,787
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第7項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第3項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第5項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5	3
非支配株主持分のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第7条第5項又は第6項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	42,558	45,593
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	160	195
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	160	195
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	215	206
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	376	402
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	42,182	45,191
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	412,979	419,749
資産 (オン・バランス) 項目	409,397	413,948
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	40	40
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第12条第5項又は第6項) を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	40	40
オフ・バランス取引等項目	3,559	5,778
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	22	22
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,934	19,728
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	431,913	439,478
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.76 (%)	10.28 (%)

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用金庫及び信用金庫連合会が記載するものとする。
 2. 本表における項目の内容については、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項 (平成26年金融庁告示第8号)」における別紙様式第1号 (注) に従うものとする。
 3. 自己資本比率告示第14条第3項に規定する他の金融機関等の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

区分	残高 (末残)
対象普通出資等 (に相当するもの)	—
連合会の対象普通出資等 (に相当するもの)	1,934
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの (に相当するもの)	—
その他外部TLAC関連調達手段	3,898
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置 (10年間) により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	3,898
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置 (5年間) により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	—

4. 大口与信の基準となる自己資本の額 (自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) 45,191,227千円

5. 信用リスクに関する記載：標準的手法採用金庫

6. オペレーショナル・リスクに関する記載：基礎的手法を使用

■連結自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	412,979	16,519	419,749	16,789
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	399,581	15,983	402,711	16,108
i ソブリン向け	1,304	52	1,372	54
ii 金融機関及び証券会社向け	27,761	1,110	25,528	1,021
iii 法人等向け	224,309	8,972	216,335	8,653
iv 中小企業等・個人向け	18,986	759	19,974	798
v 抵当権付住宅ローン	1,120	44	1,120	44
vi 不動産取得等事業向け	86,162	3,446	92,811	3,712
vii 三月以上延滞等	325	13	2,063	82
viii 信用保証協会等による保証付	2,777	111	2,996	119
ix 出資等	14,982	599	18,818	752
x 上記以外	21,851	874	21,688	867
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13,335	533	16,975	679
ルック・スルー方式	13,335	533	16,975	679
マニフェスト方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-

④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	40	1	40	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	22	0	22	0
ロ.オペレーショナル・リスク	18,934	757	19,728	789
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	431,913	17,276	439,478	17,579

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しております。

$$\begin{aligned} &<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法> \\ &租利益(直近3年間のうち正の値の合計額) \times 15\% \\ & \quad \div 8\% \\ & \quad \text{直近3年間のうち租利益が正の値であった年数} \end{aligned}$$

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

■連結貸借対照表 資産

(単位：百万円)

科目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資産の部)		
現金及び預け金	182,197	189,625
有価証券	85,913	101,251
貸出金	450,092	460,726
その他資産	2,480	2,501
有形固定資産	12,759	12,414
無形固定資産	160	196
退職給付に係る資産	215	206
繰延税金資産	295	927
債権保証見返	908	725
貸倒引当金	△ 3,533	△ 4,921
資産の部合計	731,489	763,655

■連結損益計算書

(単位：千円)

科目	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
経常収益	13,927,681	13,535,266
資金運用収益	11,686,408	11,501,670
貸出金利息	10,314,479	9,891,093
預け金利息	125,885	204,598
有価証券利息配当金	1,206,455	1,366,389
その他の受入利息	39,588	39,588
役務取引等収益	698,986	728,305
その他業務収益	410,697	252,646
その他経常収益	1,131,588	1,052,643
経常費用	10,727,447	9,881,757
資金調達費用	1,439,041	1,255,166
預金利息	1,432,438	1,248,161
給付補填備金繰入額	1,570	1,895
その他の支払利息	5,032	5,110
役務取引等費用	205,166	131,187
その他業務費用	360,998	13,855
経常費用	6,356,226	6,132,485
その他経常費用	2,366,014	2,349,062
貸倒引当金繰入額	648,505	1,570,788
その他の経常費用	1,717,508	778,273
経常利益	3,200,233	3,653,509
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	4,470	162
固定資産処分損	4,470	162
その他の特別損失	-	-
税金等調整前当期純利益	3,195,763	3,653,346
法人税、住民税及び事業税	1,061,638	1,285,736
法人税等調整額	5,209	△ 266,832
法人税等合計	1,066,848	1,018,904
当期純利益	2,128,914	2,634,442
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	2,128,914	2,634,442

■連結貸借対照表 負債及び純資産

(単位：百万円)

科目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	683,503	691,662
借入金	-	22,000
その他負債	3,593	3,762
賞与引当金	308	296
退職給付に係る負債	-	-
役員退職慰労引当金	343	391
その他引当金	66	59
再評価に係る繰延税金負債	105	105
債務保証	908	725
負債の部合計	688,829	719,003
(純資産の部)		
出資金	5,781	6,237
利益剰余金	35,267	37,797
処分未済持分	△ 65	△ 113
会員勘定合計	40,983	43,921
その他有価証券評価差額金	1,742	795
土地再評価差額金	△ 65	△ 65
評価・換算差額等合計	1,676	729
非支配株主持分	-	-
純資産の部合計	42,660	44,651
負債及び純資産の部合計	731,489	763,655

■連結剰余金勘定

(単位：千円)

科目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	33,271,874	35,267,268
利益剰余金増加高	2,128,914	2,634,442
親会社株主に帰属する当期純利益	2,128,914	2,634,442
利益剰余金減少高	133,520	104,528
配当	133,520	104,528
利益剰余金期末残高	35,267,268	37,797,182

■信用金庫法開示債権(リスク管理債権)

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,042	4,746
危険債権	13,784	9,358
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	-	-
小計(A)	14,827	14,105
正常債権(B)	436,360	447,517
総と信残高(A)+ (B)	451,187	461,623

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に陥っているが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

5. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。

6. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。貸出金、外国債、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の名目定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質借契約によるもの)に限る。

